

埼玉県子ども・若者計画の策定に当たり、埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会を設置し、計画案の検討を行いました。検討結果は埼玉県児童福祉審議会に報告し、審議を行うとともに、計画案に関する県民コメントを実施しました。

1 策定経過

令和6年3月27日	令和5年度第1回 埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県子ども計画（仮称）の策定について（骨子案）
令和6年5月8日	令和6年度第1回 埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県子ども計画（仮称）の策定について（骨子案）
令和6年6月5日	令和6年度第1回 埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県子ども計画（仮称）の策定について（基本理念）
令和6年7月～11月	子ども・若者との意見交換
令和6年8月22日～ 令和6年8月30日	令和6年度第2回 埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会 （書面開催） [議題] 埼玉県子ども計画（仮称）の策定について（将来像）
令和6年9月11日	令和6年度第2回 埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県子ども計画（仮称）の策定について（将来像）
令和6年10月23日	令和6年度第3回 埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県子ども・若者計画（仮称）（計画案）
令和6年11月8日	令和6年度第3回埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県子ども・若者計画（仮称）（計画案）
令和6年11月14日	子どもたちと知事の意見交換会
令和6年11月26日～ 令和6年12月24日	計画案の県民コメント実施

令和6年11月28日～ 令和6年12月12日	「さいたまけん★こどものこえ」アンケート [テーマ] 「埼玉県子ども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート
令和6年11月28日～ 令和6年12月4日	「県政サポーター」アンケート [テーマ] 子ども・若者の施策に関する意識調査
令和7年1月8日～ 令和7年1月15日	令和6年度第4回 埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会（書面開催） [議題] 埼玉県子ども・若者計画（仮称）の策定について（計画案）
令和7年1月8日～ 令和7年1月15日	令和6年度第4回 埼玉県児童福祉審議会（書面開催） [議題] 埼玉県子ども・若者計画（仮称）の策定について（計画案）
令和7年3月27日	県議会令和7年2月定例会第61号議案「埼玉県子ども・若者計画の策定について」 修正可決

2 埼玉県児童福祉審議会

埼玉県児童福祉審議会は児童福祉法第8条第1項に基づく都道府県児童福祉審議会として設置され、「執行機関の附属機関に関する条例」により、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する子ども・子育て支援法第72条第4項に基づく審議会として位置付けています。

(1) 令和5年度 埼玉県児童福祉審議会 委員名簿

氏名	所属等	備考
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長	委員長
寺蘭 さおり	国立大学法人埼玉大学 准教授	副委員長
石丸 靖子	NPO 法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	
川澄 馨子	埼玉弁護士会 弁護士	
神山 幸恵	埼玉県保育協議会	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	
清水 将之	公募委員	
菅原 文仁	戸田市長、埼玉県市長会	
鈴木 勝	松伏町長、埼玉県町村会	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事	
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長	
渡辺 大	埼玉県議会議員	

(敬称略、令和6年3月現在)

(2) 令和6年度 埼玉県児童福祉審議会 委員名簿

氏名	所属等	備考
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長	委員長
寺蘭 さおり	国立大学法人埼玉大学 准教授	副委員長
逢澤 圭一郎	埼玉県議会議員	
石丸 靖子	認定NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	
川澄 馨子	埼玉弁護士会 弁護士	
神山 幸恵	埼玉県保育協議会	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	
清水 将之	公募委員	
菅原 文仁	戸田市長、埼玉県市長会	
鈴木 勝	松伏町長、埼玉県町村会	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事	
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	
峯 真人	岩槻医師会 理事	
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長	

(敬称略、令和7年1月現在)

3 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会

埼玉県こども・若者計画策定に当たり計画案の検討を行うため、令和6年3月に埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会を設置しました。

氏名	所属等	備考
黒澤 万里子 (R6.4.1 から)	埼玉県福祉部こども政策課 課長	部会長
尾崎 彰哉 (R6.3.31 まで※)	埼玉県福祉部少子政策課 課長	部会長
石丸 靖子	認定NPO 法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	県児童福祉 審議会委員
小林 敏宏	埼玉県小児科医会 会長	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	県児童福祉 審議会委員
佐藤 啓子	公益社団法人埼玉県看護協会 本会専務理事	
東海林 尚文	一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク 代表理事	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	県児童福祉 審議会委員
羽澤 憲治	埼玉県学童保育連絡協議会事務局次長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	県児童福祉 審議会委員
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	県児童福祉 審議会委員
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	県児童福祉 審議会委員
横田 蒼	公募委員 (立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科)	

(敬称略、令和7年1月現在(※は、満了日現在))

4 こども・若者からの意見聴取の取組

都道府県こども計画の策定において、その内容及び策定のプロセスがこども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められていることを踏まえ、本計画に当事者の意見を反映するために、こども・若者から意見を聴く様々な取組を行いました。

(1) 対面によるこども・若者との意見交換

「こどもたちと知事の意見交換会」や職員による県内各地域の学校等への訪問を通じて、小・中・高校生、特別支援学校の児童生徒や若者の皆さんと、本計画の案等について直接意見交換する取組を行いました。

実施方法	対象		人数	実施日 ※すべて令和6年	場所	
職員との意見交換	小学生	日高市内小学校児童	9人	7月22日	日高市役所	
		毛呂山町内小学校児童	11人	7月24日	毛呂山町役場	
	中学生	桶川市立桶川西中学校生徒	7人	7月10日	同中学校 (桶川市)	
		神川町立神川中学校生徒	15人	9月9日	同中学校 (神川町)	
	高校生	県立浦和商業高等学校生徒	15人	7月17日	同高校 (さいたま市)	
		県立川口高等学校生徒	24人	7月19日	同高校 (川口市)	
	特別支援学校児童生徒	県立特別支援学校さいたま桜高等学園生徒	6人	7月18日	同特別支援学校 (さいたま市)	
		県立特別支援学校大宮ろう学園児童生徒	小学部 4人 中学部 5人	9月3日	同特別支援学校 (さいたま市)	
		県立越谷特別支援学校生徒	高等部 6人	9月4日	同特別支援学校 (越谷市)	
	若者	多様な価値観を持つ若者（若者の居場所スタッフ、居場所の利用者、若者組織のメンバー、青少年相談員、外国人、障害のある方、大学生等）		19人	8月31日	埼玉会館 (さいたま市)
		本庄市在住の若者		3人	9月25日	本庄市社会福祉協議会 (本庄市)
		浦和大学こども学部学校教育学科の学生		5人	9月26日	同大学 (さいたま市)
		立教大学コミュニティ福祉学部の学生		5人	9月30日	同大学 (新座市)
		埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科の学生		51人	11月6日	同大学 (越谷市)

実施方法	対 象	人 数	実施日 ※すべて令和6年	場 所
意見知事との交換	県内在住の小・中学生	15人	11月14日 (埼玉県民の日)	埼玉県知事公館 (さいたま市)
		計200人	計 15 回	

<主な御意見>

(小学生)

- ・ 今回のような意見聴取があると意見が通りやすい。
- ・ 相談を受けてもらえる AI のようなものがあるとよい。
- ・ 意見を伝えることができる箱やアプリのようなものがあるとよい。
- ・ 遊具がたくさんあるところがあるとよい。
- ・ 涼しくて思い切り遊べる場所（広さなど）があったらいい。
- ・ こどもでも安心して利用できる公衆トイレがあるとよい。

(中学生)

- ・ 道路標識に対する意識を高めるため、目にとまるような工夫をしてほしい。また、こどもたちが標識等の意味を確認する機会（クイズなど）を設けるとよい。
- ・ 街灯を設置してほしい。
- ・ スマホを見ながら運転している自転車とぶつかりそうになったとき、危ないと思う。
- ・ スクールカウンセラーが身近な存在になるとよい。
- ・ 県政について伝える新聞を作って学校に置いてはどうか。
- ・ 職場体験が身近にできる取組が欲しい。
- ・ たくさん遊べる公園があるとよい。
- ・ 個性をもっと一人一人が受け入れられる学校、個性を分かり合う学校になるとよい。

(高校生)

- ・ 決定事項などは、大人だけで決めることなく、こどもにも意見を求めてから決定してほしい。
- ・ 道路の整備、街灯・カーブミラー・ガードレールの増設、自転車レーンの設置を行うとよい。
- ・ こどものメンタルケアを充実させたほうがよい。
- ・ 明るい街だと犯罪が少なくなると思う。
- ・ こども 110 番や交番、パトロールの回数が増えるとよい。
- ・ 働いている人のリアルな意見が聞きたい。
- ・ 奨学金、学費の補助が受けられるとよい。
- ・ 仕事について相談できる場所が欲しい。
- ・ どんな仕事があるか知りたい。

(特別支援学校)

- ・ 治安のいいまちになるといい。
- ・ 逃げ方を学校等で教えてもらえる機会があるとよい。
- ・ 移動方法に困っている。外出が困難な人へのサポートがあるとよい。

- ・ 疲れているときに休憩できる場所が増えるといい。
- ・ 障害がある自分に合う職場を探したい。

(若者)

- ・ 居場所について当事者である子どもたちと一緒に居場所を作るとよい。そうすれば、自分たちの居場所という意識が芽生える。
- ・ ディスカッションに参加して、当事者意識が芽生えるとともに、自分たちの意見が届いているという心強さも感じた。地域の福祉計画などでも住民の意見を募っていることがあるため、そのような機会を大切にしていきたいと思った。
- ・ 学校の教室で実施するいじめのアンケートでは、非当事者はイエスかノーしか書かないのでアンケートを早く書き終えてしまうが、当事者は具体的な記述をするため時間がかかる。これでは他の人から当事者だとわかってしまうので、周りに知られたくない人は書かなくなってしまう。アンケートによってSOSが発信できるよう工夫してほしい。
- ・ 育児ストレスを抱えやすいお母さんを地域で支える場所があるといい。お母さんに余裕ができて笑顔が増えれば子どもたちも安心できるし、家庭環境も良好になる。
- ・ 地域に大人の知り合いが増えればいいと思う。自治会のイベントなどで大人と子どもと一緒に交流できる場があれば、イベントのときだけではなく、日常でもうまくかかわってくれたりすると思う。
- ・ 失敗をしたときに責めるのではなく、失敗しても、また次に行けるように許容できる大人であってほしい。

(2) 令和6年度第1回「さいたまけん★こどものこえ」アンケート調査結果

ア 調査の概要

(ア) 調査の目的

埼玉県こども・若者計画の策定に当たり、こどもの皆さんが自分の意見を言える機会があるかや、普段の生活、計画案等についての調査を行ったものです。

(イ) 調査の形態

- ・ アンケートテーマ：「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート
- ・ 調査期間：令和6年11月28日から12月12日まで
- ・ 調査方法：インターネット（アンケート専用フォーム）による回答
- ・ 対象メンバー数：「さいたまけん★こどものこえ」（1,566人）
- ・ 回答率：76.2%（回答数1,194人）

<回答者属性>（県内在住、保護者は県外在住の者を含む）

属 性	人数（人）	比率（%）
保護者（未就学児）	245	20.5
小学校低学年	351	29.4
小学校高学年	361	30.2
中学生	166	13.9
高校生	71	5.9
合計	1,194	100.0

(ウ) 調査結果の見方

- ・ 設問中の（ ）内の数字及びグラフの中の数字は、回答比率（%）です。
- ・ 回答比率（%）は小数点以下第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計と全体またはカテゴリーを小計した数値が、100%にならないことがあります。
グラフの中で「n」とあるのは、その質問の回答者の総数を示し、回答比率は「n」を基数として算出しています。
- ・ 複数回答の質問については、その回答比率の合計は、100%を超える場合があります。

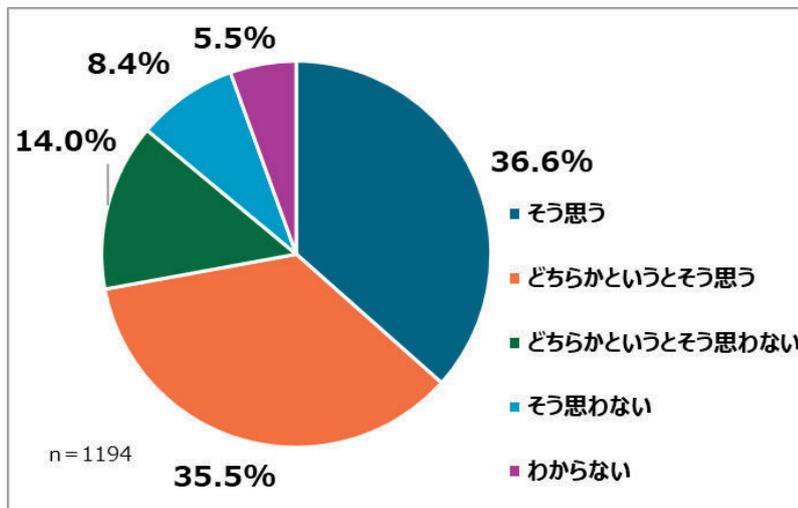
イ 調査結果

【意見を言える機会について】

<質問 1 >

あなたは、学校や社会の中などで、自分の意見を言える機会（チャンス）があると感じますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約7割（72.1%）

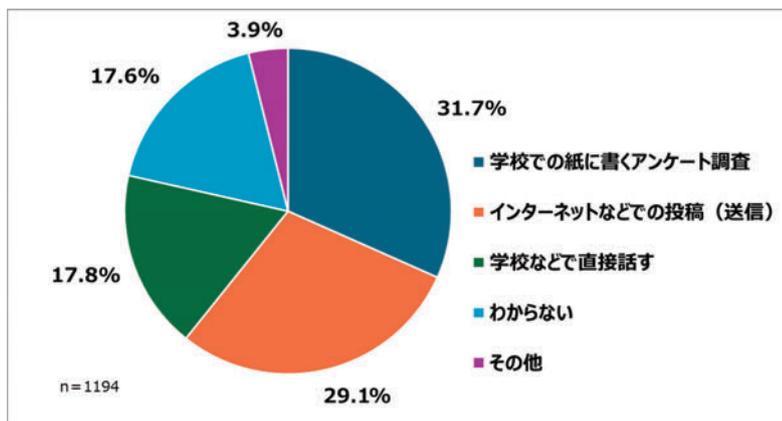


【意見を伝える方法について】

<質問 2 >

あなたが、国や埼玉県、住んでいる市町村に対して、自分の意見を伝えたい場合、どのような方法があると伝えやすいと思いますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→ 「学校での紙に書くアンケート調査」が約3割（31.7%）

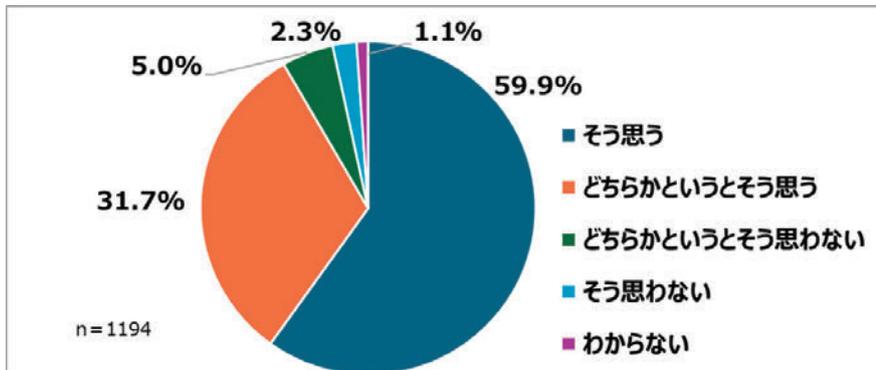


【毎日の生活が楽しいかについて】

<質問 3>

あなたは、毎日の生活が楽しいですか。(もっともあてはまるものを1つえらんでください。)

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約9割(91.6%)



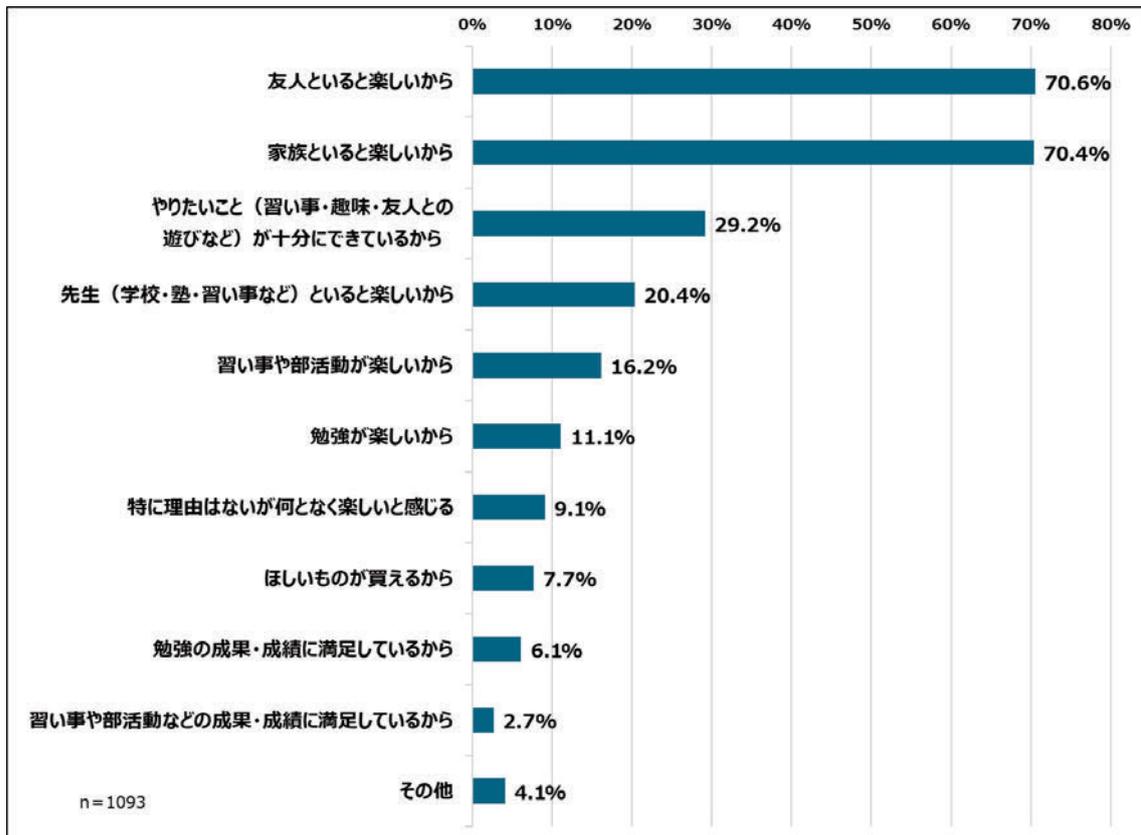
【毎日の生活が楽しい理由について】

<質問 4>

(質問3で「そう思う」・「どちらかというと思う」と答えた場合)

あなたが毎日の生活を楽しいと感じる理由は何ですか。(3つ以内)

→ 「友人といると楽しいから」が約7割(70.6%)



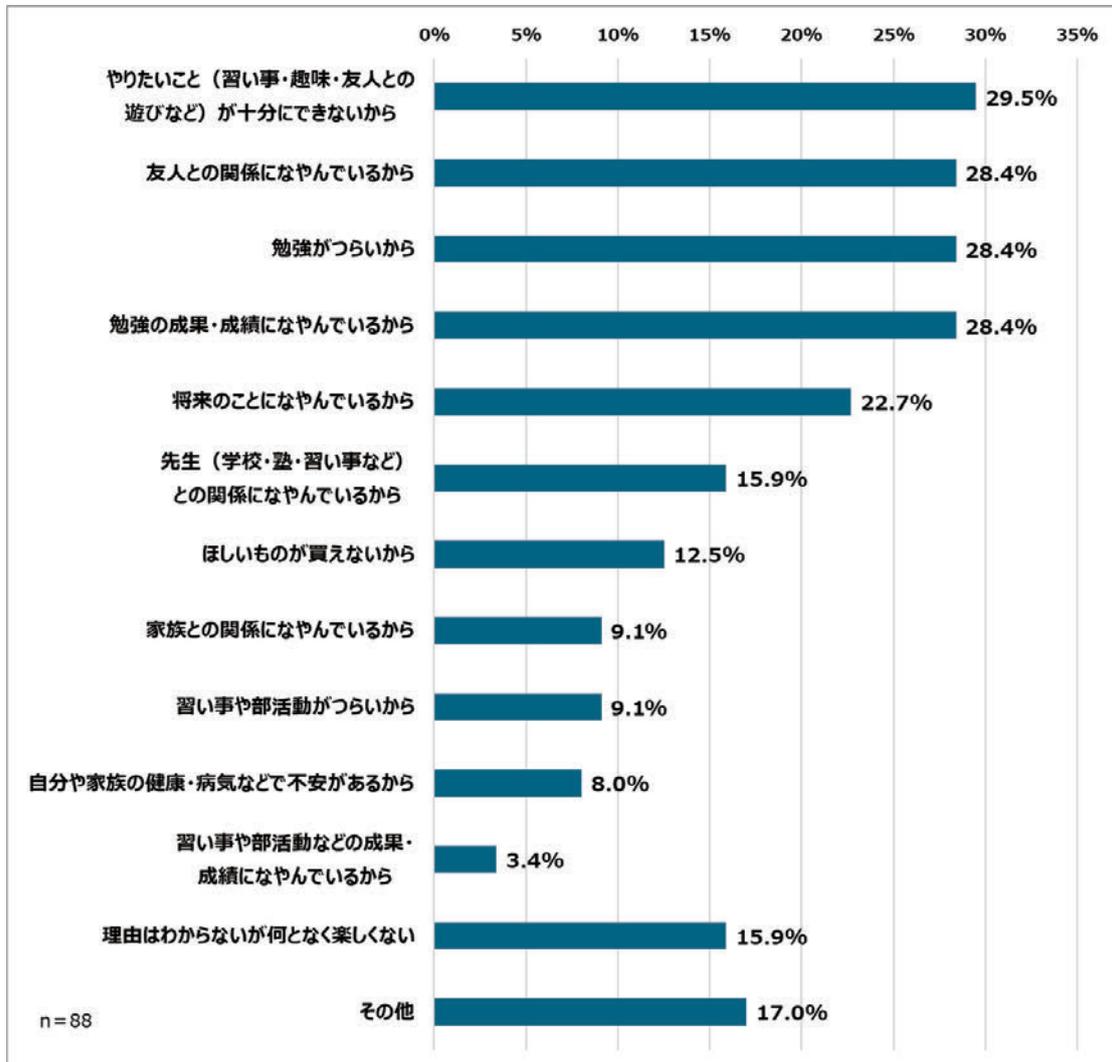
【毎日の生活が楽しくない理由について】

<質問5>

(質問3で「どちらかというと思わない」「そう思わない」と答えた場合)

あなたが毎日の生活を楽しいと感じない理由は何ですか。(3つ以内)

→「やりたいこと(習い事・趣味・友人との遊びなど)が十分にできないから」が約3割(29.5%)

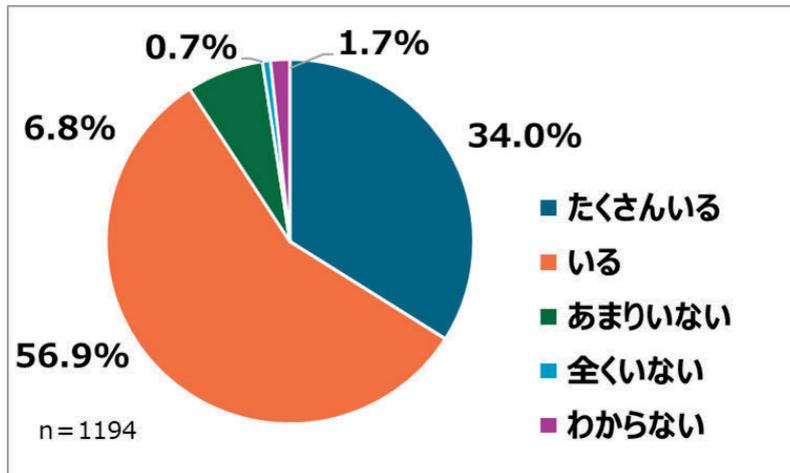


【たよれる人がいるかについて】

<質問6>

あなたがこまったときにたよれる人はいますか。(もっともあてはまるものを1つえらんでください。)

→ 「たくさんいる」「いる」の合計が約9割(90.9%)

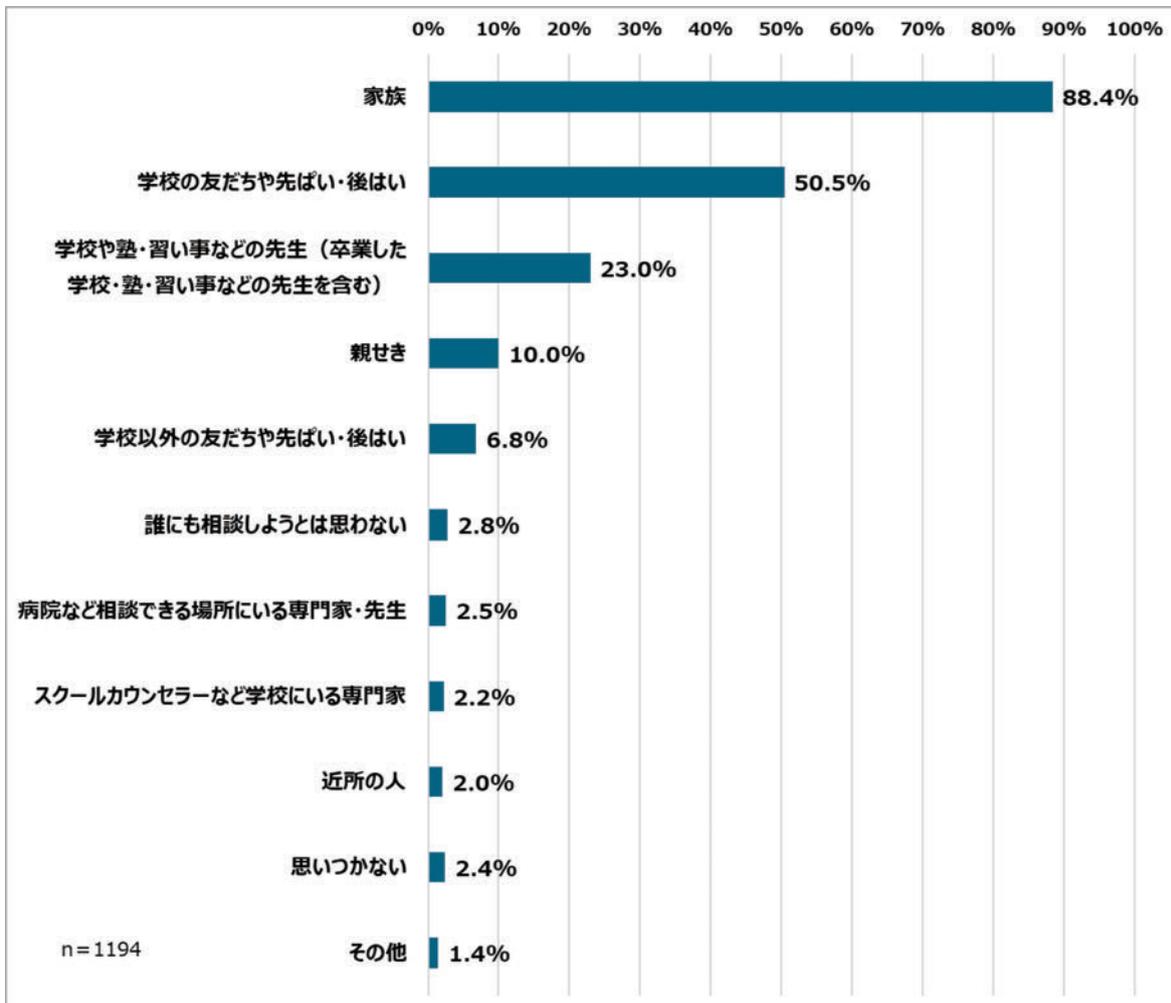


【相談相手について】

<質問7>

あなたがこまったときに相談したことがある相手は誰ですか。(3つ以内)

→ 「家族」が約9割(88.4%)

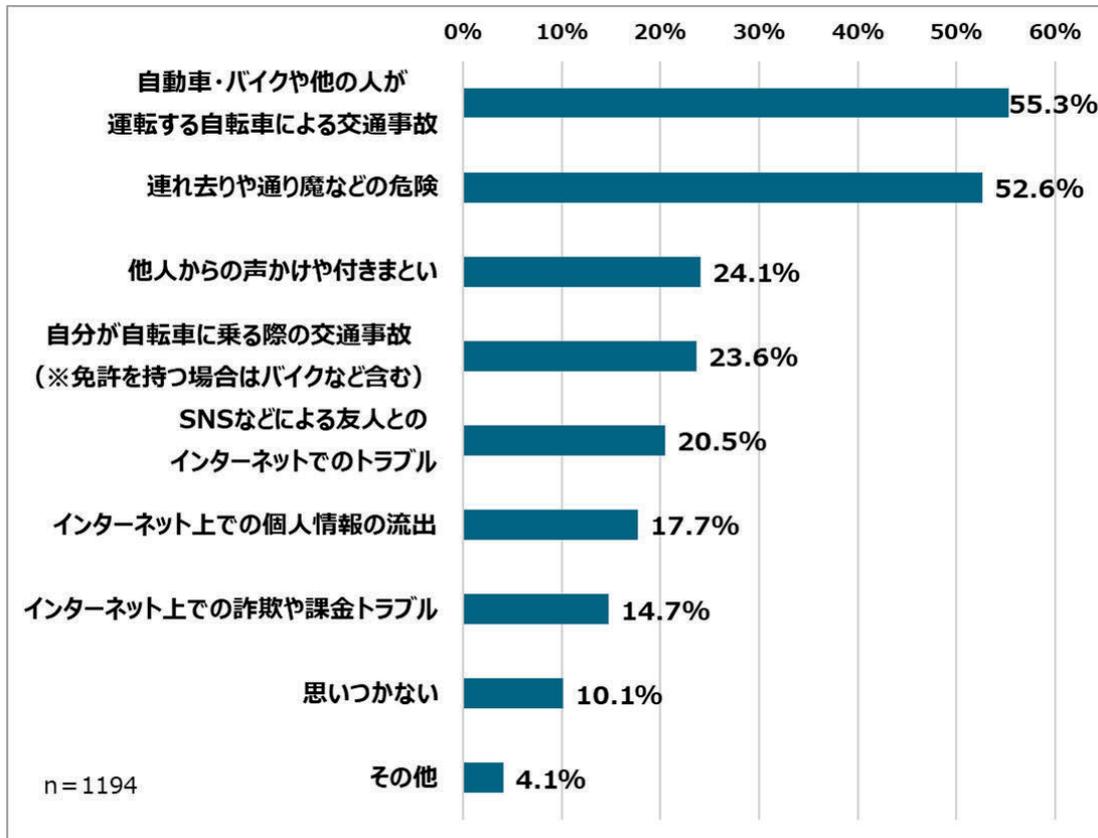


【日常生活について】

<質問 8 >

あなたは、日常生活の中で、どのようなことを危ない又は不安と感じますか。(特に危ない・不安と感じるもの、3つ以内)

→ 「自動車・バイクや他の人が運転する自転車による交通事故」が約5割(55.3%)

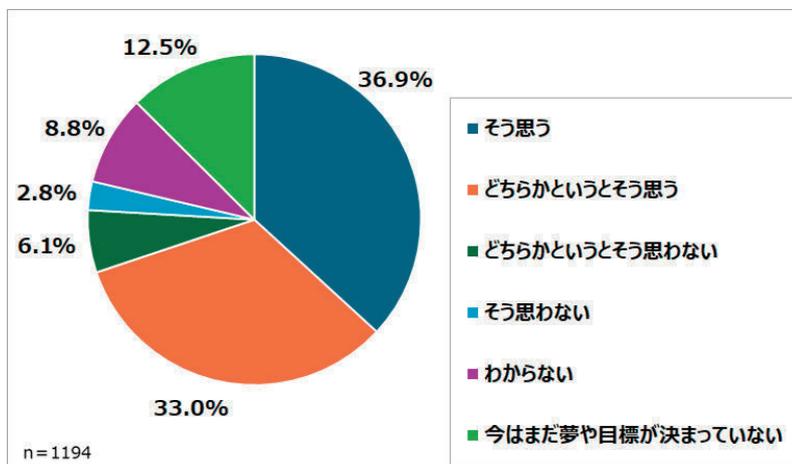


【将来の夢や目標について】

<質問 9 >

あなたは、自分の将来の夢や目標をかなえられると思いますか。(もっともあてはまるものを1つえらんでください。)

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約7割(69.9%)

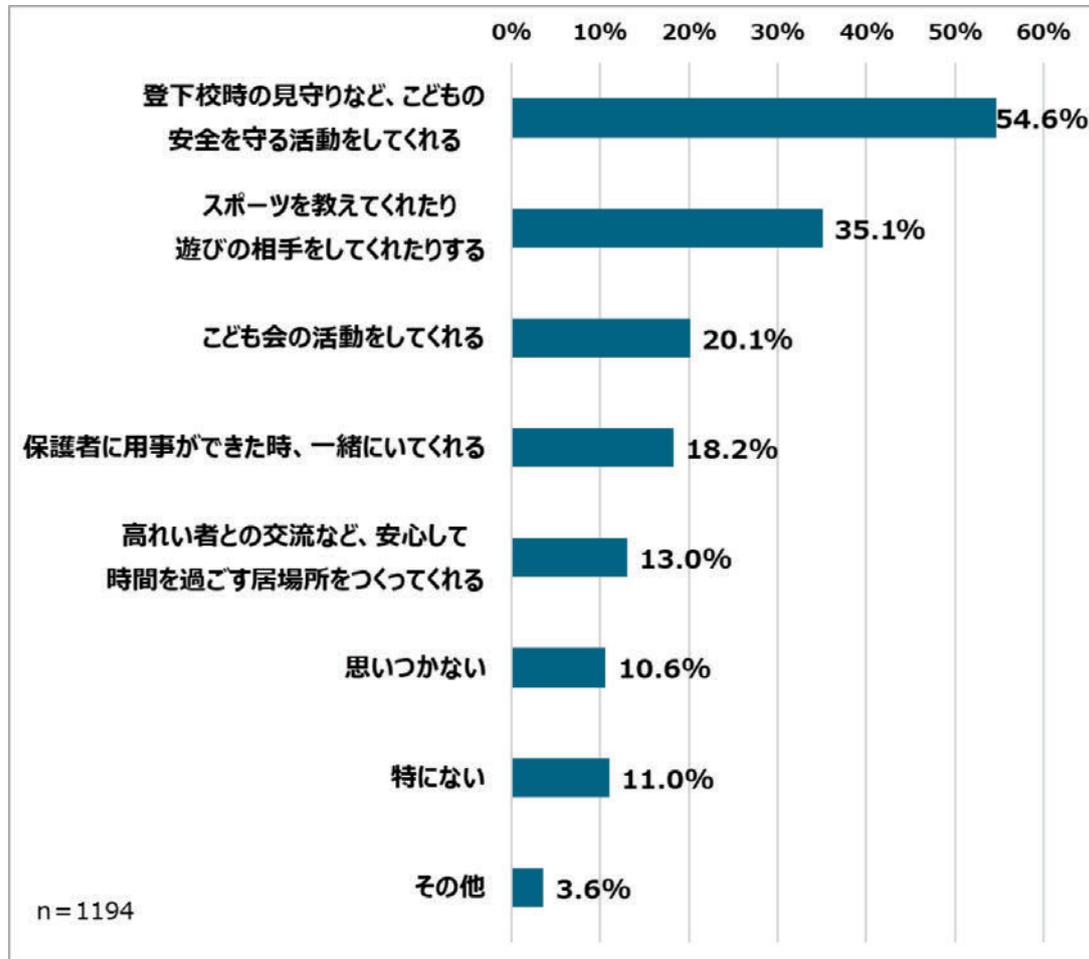


【地域や社会との関わりについて】

<質問 10 >

あなたは、普段の生活の中で、近所や地域の人にどのようなことをしてほしいと思いますか。
(3つ以内)

→ 「登下校時の見守りなど、こどもの安全を守る活動をしてくれる」が約5割（54.6%）

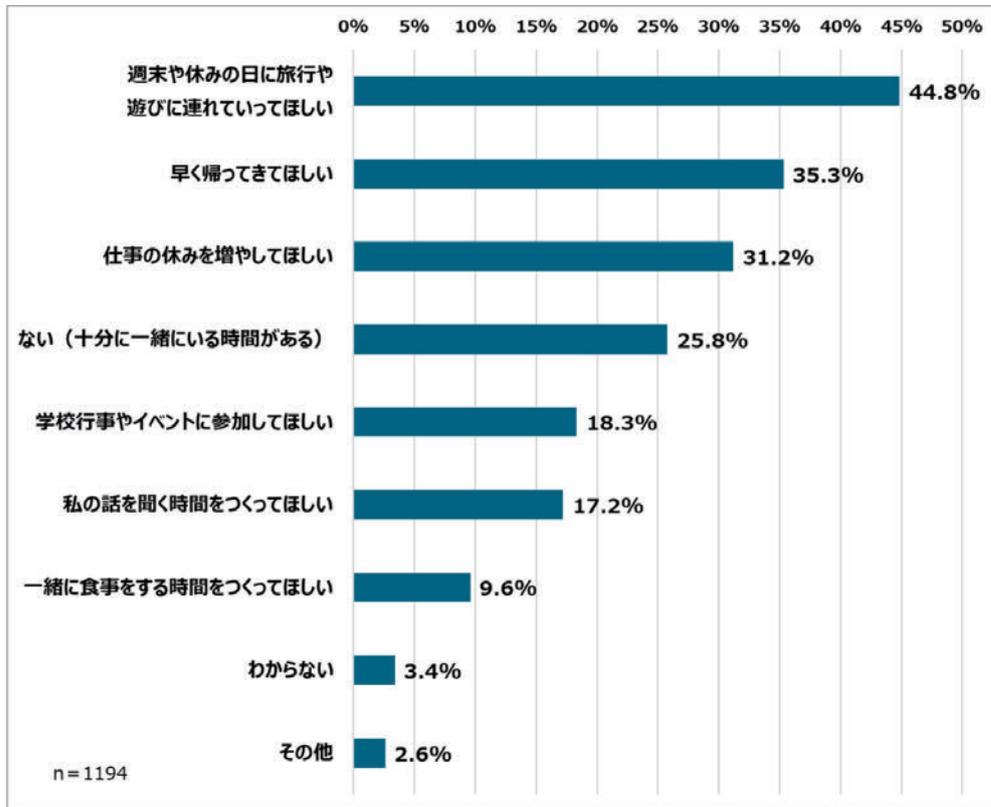


【大人にしてほしいことについて】

<質問 11 >

あなたが大人の家族と一緒に過ごす時間を増やすために、大人の家族にどうしてほしいですか。(3つ以内)

→「週末や休みの日に旅行や遊びに連れて行ってほしい」が約4割(44.8%)



【埼玉県子ども・若者計画(仮称)案(子ども向け)について】

<質問 12 >

埼玉県子ども・若者計画(仮称)案(子ども向け)を読んで、意見があれば書いてください。(自由記述)

<主な御意見>

- ・ ボールが使える公園があるといい、遊具を増やしてほしい。
- ・ 職業体験が気軽に出来る場所などをつくって欲しい。
- ・ いじめがなくなればいい。
- ・ パパママと過ごす時間を増やしたい。
- ・ 意見を聴いてもらえるのはうれしい。もっと子どものこえを聴いてほしい。
- ・ 病気のある子どもや障害がある子どもにも耳を傾け、ひとりも取り残さない工夫をしてほしい。
- ・ 虐待は何とかして絶対になくしてほしい。
- ・ 犯罪を減らしてほしい。
- ・ 交通事故が怖いので、みんながルールを守れる地域になるよう啓発してほしい。
- ・ 部活帰りの暗い道に街灯をもっと設置してほしい。

※ 上記を含め、計 99 件の貴重な御意見をいただきました。

(3) 県政サポーターアンケート第 266 回簡易アンケート調査結果

ア 調査の概要

(ア) 調査の目的

本計画の策定に当たり、こども・若者施策に関する意見や現在の状況等についての調査を行ったものです。

(イ) 調査の形態

- ・ アンケートテーマ：こども・若者の施策に関する意識調査
- ・ 調査時期：令和 6 年 11 月 28 日から 12 月 4 日まで
- ・ 調査方法：インターネット（アンケート専用フォーム）による回答
- ・ 対象者：県政サポーター（3,683 人）
- ・ 回収率：69.7%（回収数 2,568 人）

<回答者属性>

年 齢	人数(人) (うち県内在住)	比率(%) (うち県内在住)
16～17 歳	6 (5)	0.2 (0.2)
18～19 歳	8 (8)	0.3 (0.3)
20～29 歳	95 (83)	3.7 (3.5)
30～39 歳	274 (253)	10.7 (10.7)
40～49 歳	467 (425)	18.2 (17.9)
50～59 歳	727 (669)	28.3 (28.2)
60～69 歳	517 (476)	20.1 (20.1)
70 歳以上	474 (450)	18.5 (19.0)
全体	2,568 (2,369)	100.0 (100.0)

(ウ) 調査結果の見方

- ・ 設問中の（ ）内の数字及びグラフの中の数字は、回答比率（%）です。
- ・ 回答比率（%）は小数点以下第 2 位を四捨五入したため、個々の比率の合計と全体またはカテゴリーを小計した数値が、100%にならないことがあります。
- ・ 図表中の「-」は回答者が皆無のもの、「0.0」は回答者の比率が 0.05%未満のため四捨五入の結果 0.0%となったものです。
- ・ 複数回答の質問については、その回答比率の合計は、100%を超える場合があります。
- ・ 断りのないものについては、埼玉県内在住のサポーターからの回答をもとに算出しています。

イ 調査結果

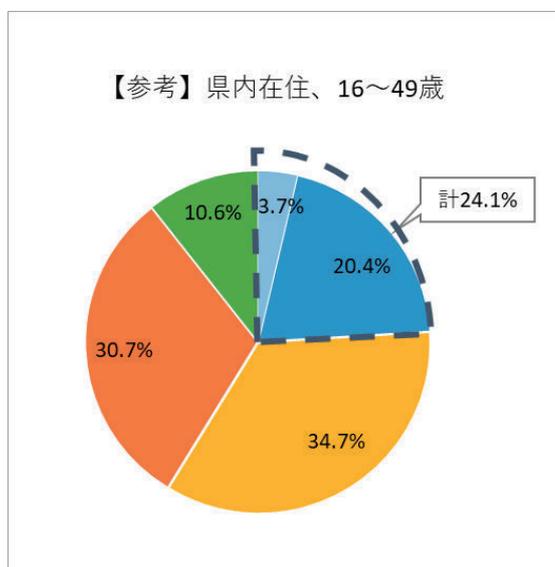
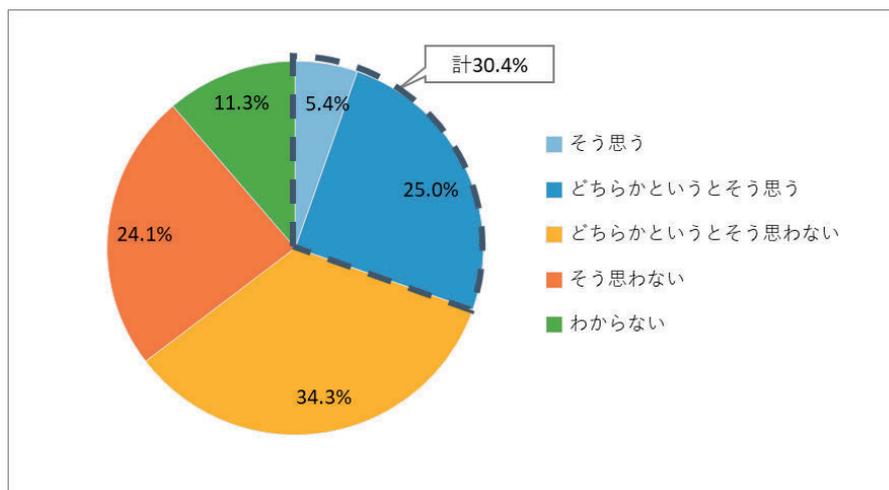
【「こどもまんなか社会」への意識（1）】

<質問 1 >

あなたは、今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか。

※ 「こどもまんなか社会」とは、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を言います。

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（30.4%）



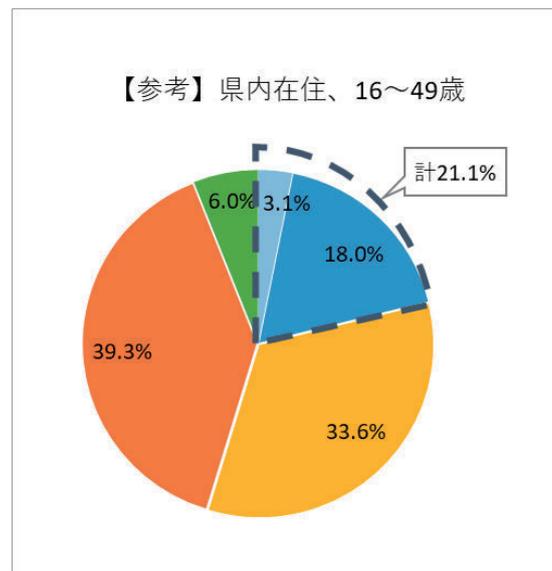
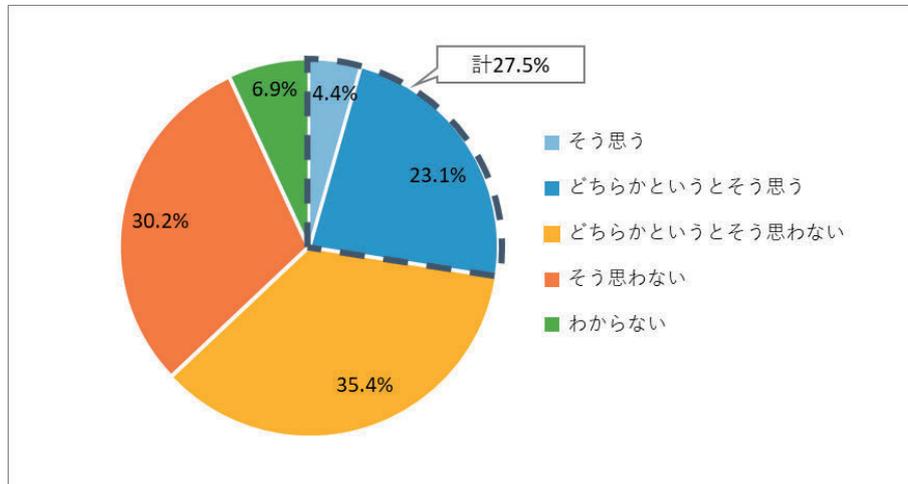
【「こどもまんなか社会」への意識（2）】

<質問2>

「こどもまんなか社会」を実現するためには、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会であることも重要です。

あなたは、今の社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか。

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（27.5%）

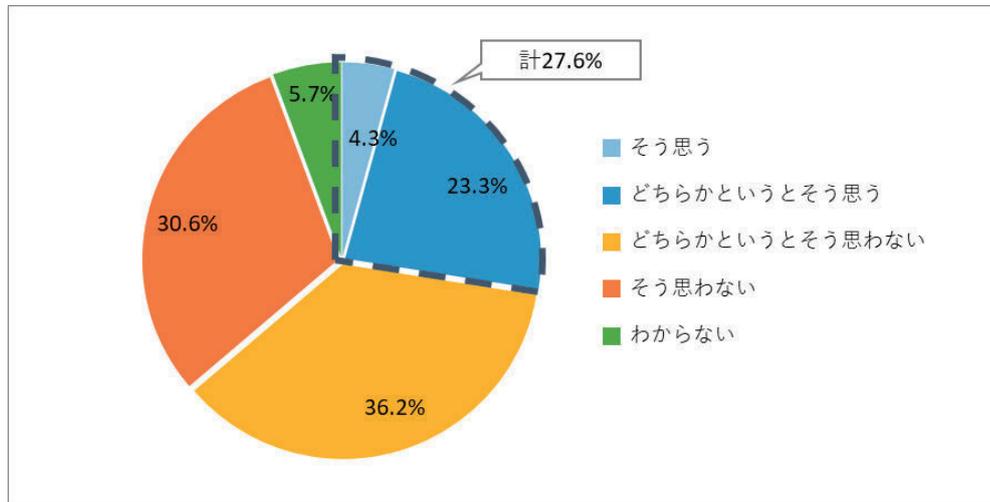


【社会参画の機会】

<質問3>

あなたは、社会全体で、自分の意見を言える機会があると思いますか。

→ 「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（27.6%）

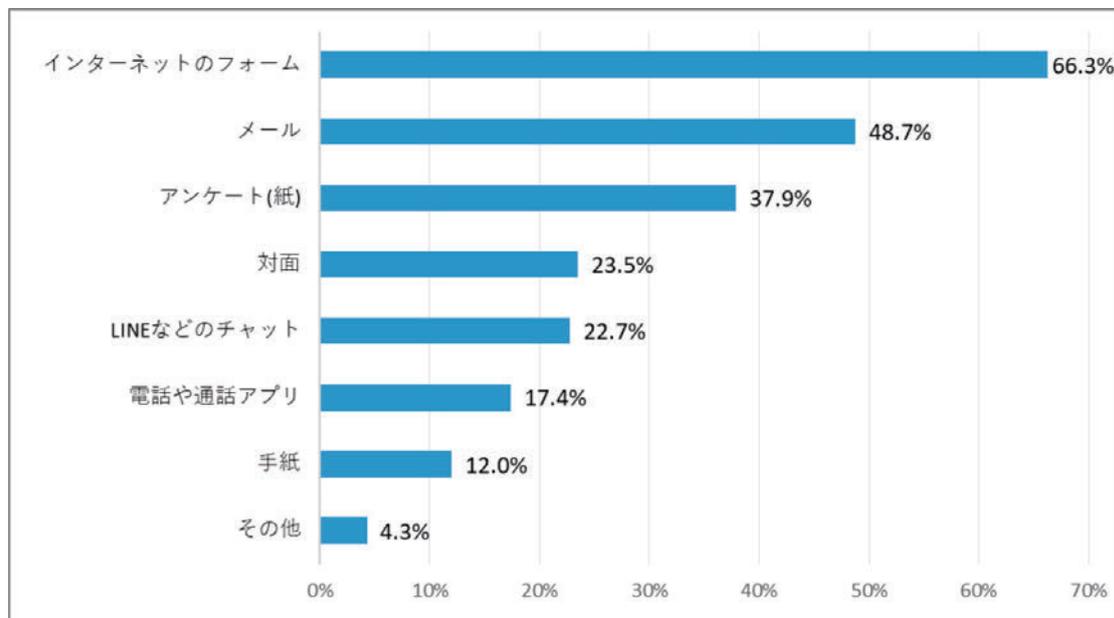


【自分の意見を伝えやすい方法】

<質問4>

あなたが、国やお住いの都道府県、市町村に対して、自分の意見を伝えたい場合、どのような方法があると伝えやすいと思いますか。（3つまで）

→ 「インターネットのフォーム」が約7割（66.3%）

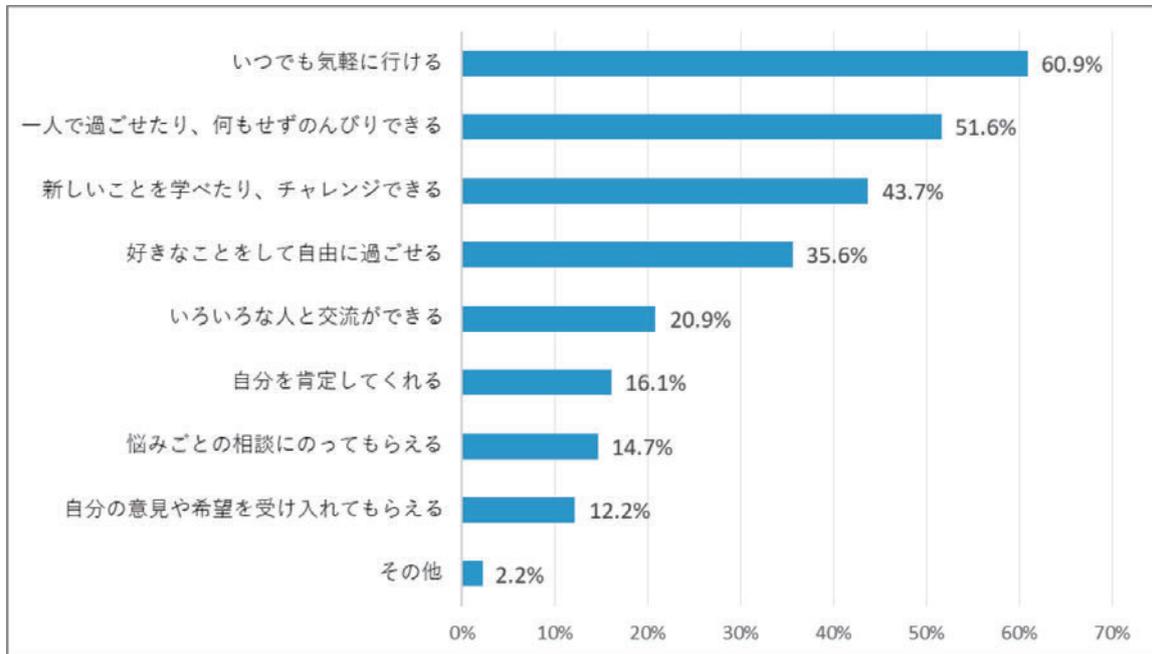


【行ってみたい居場所】

<質問5>

あなたは、家庭、学校、職場以外にどのような居場所であれば行ってみたいと思いますか。
(3つまで)

→ 「いつでも気軽に行ける」が約6割(60.9%)

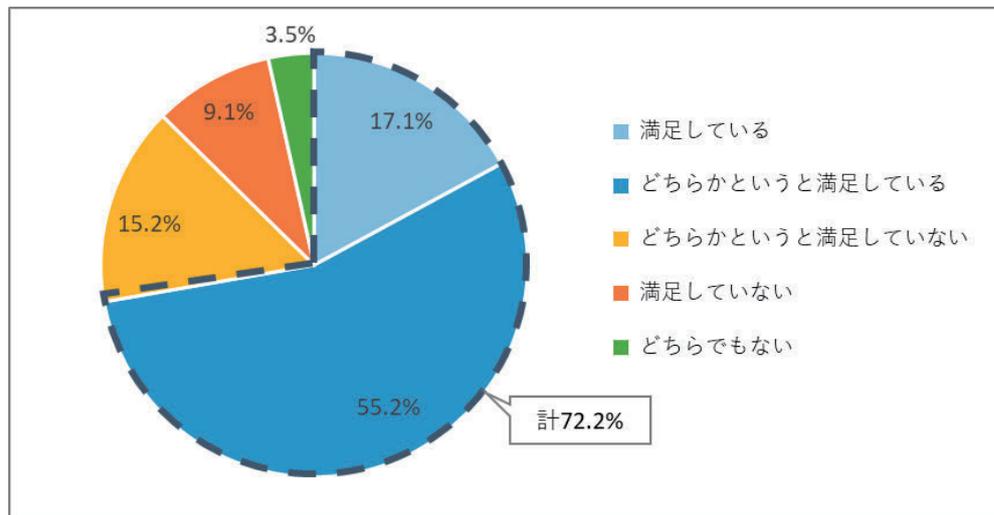


【生活の満足度】

<質問6>

あなたは、現在の生活に満足していますか。

→ 「満足している」「どちらかという満足している」の合計が約7割(72.2%)

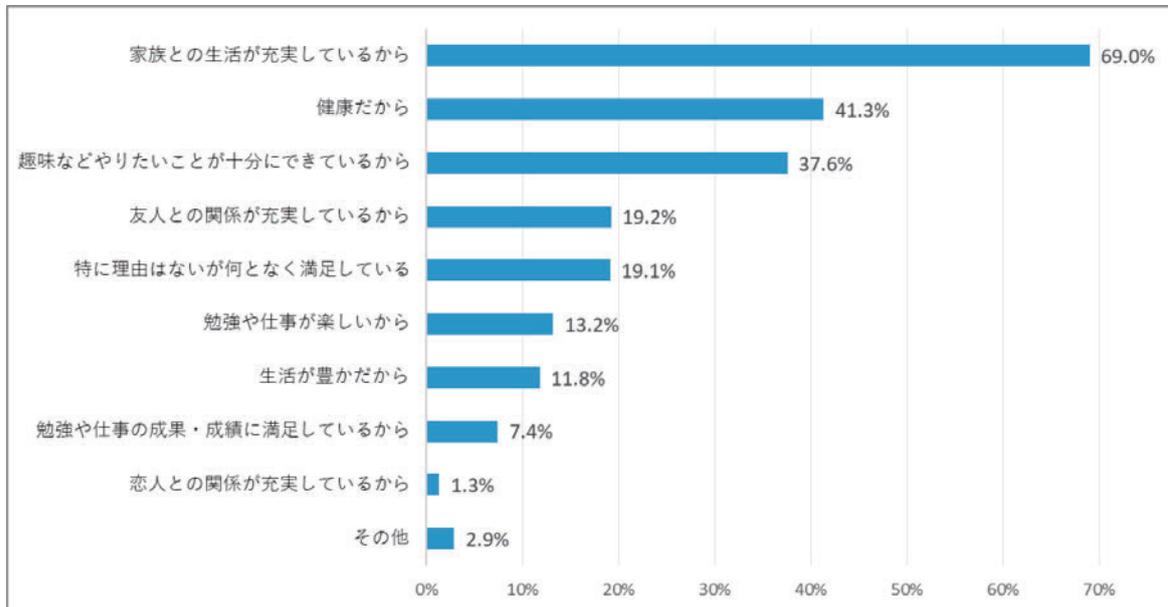


【満足している理由】

<質問 7>

(質問 6 で「満足している」「どちらかという満足している」と回答した方に伺います。)
あなたが現在の生活に満足していると思う理由は何ですか。(3 つまで)

→「家族との生活が充実しているから」が約 7 割 (69.0%)



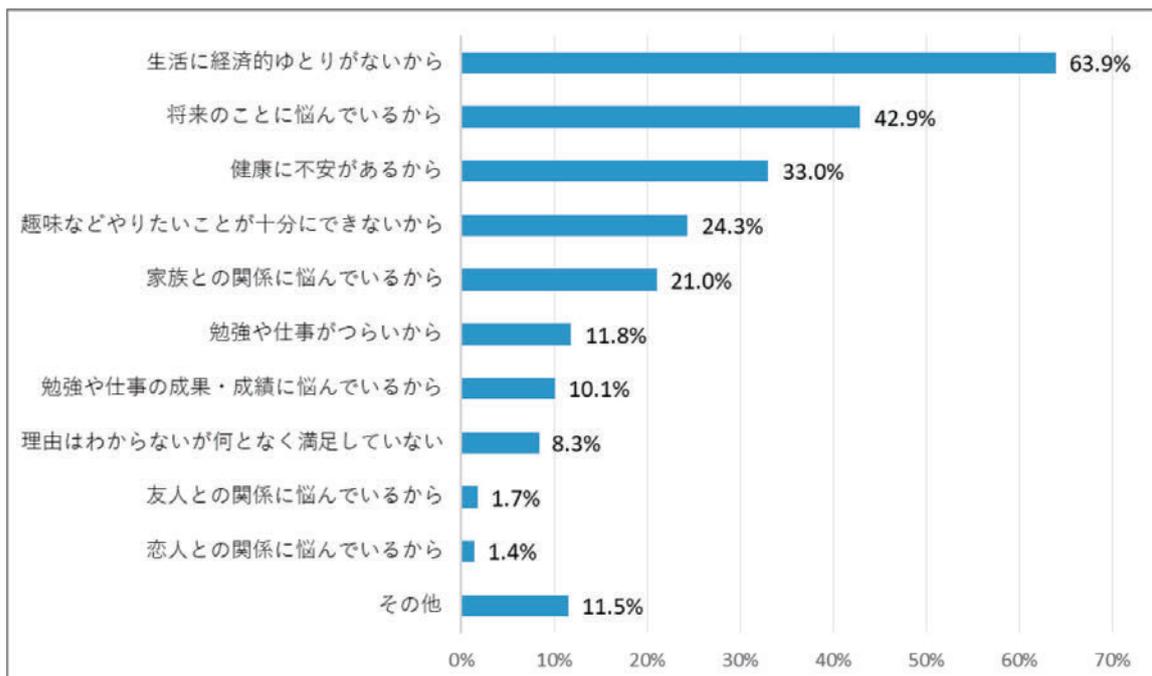
【満足していない理由】

<質問 8>

(質問 6 で「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答した方にお伺いします。)

あなたが現在の生活に満足していないと思う理由は何ですか。(あてはまるもの 3 つまで)

→「生活に経済的ゆとりがないから」が約 6 割 (63.9%)



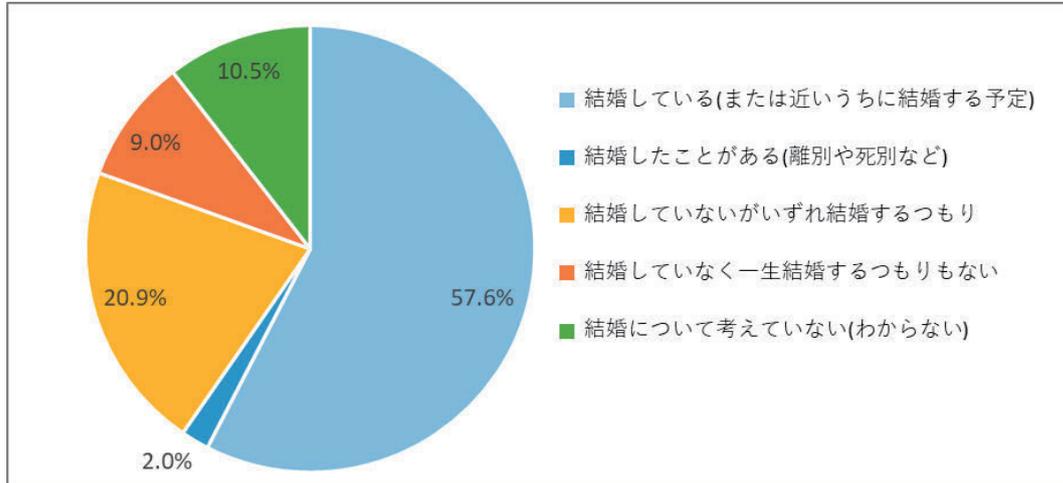
【結婚について】

<質問 9>

(若者(18~39歳)の方にお伺いします。若者(18~39歳)以外の方は質問14へお進みください。)

あなたは現在結婚していますか。また、結婚していない場合、自身の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対する考えは次のうちどちらですか。

→「結婚している(または近いうちに結婚する予定)」が約6割(57.6%)

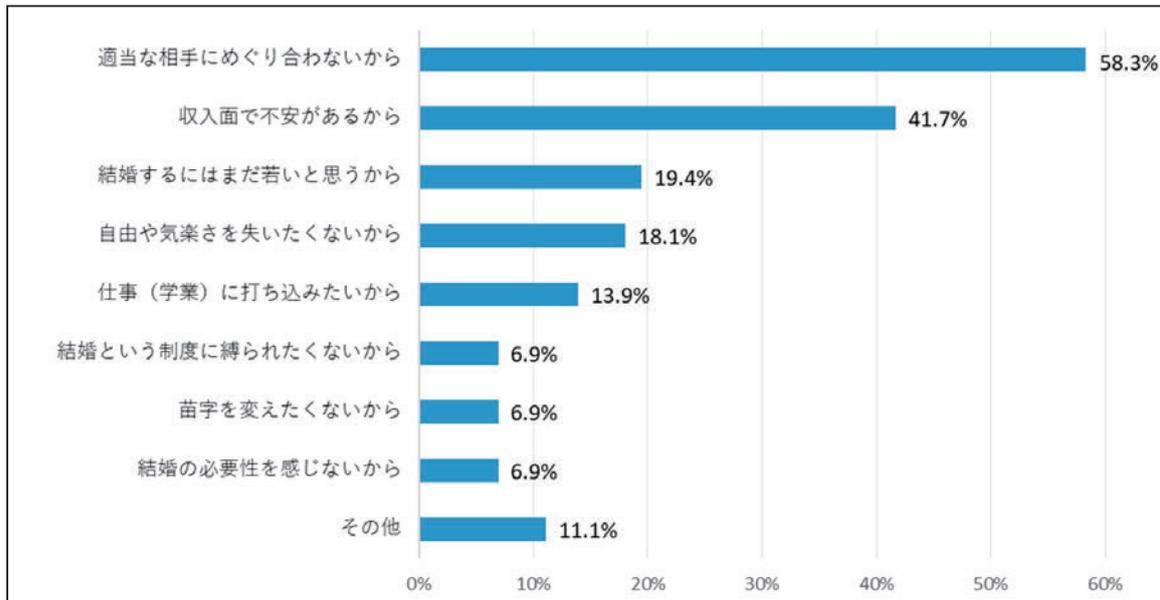


【結婚していない理由】

<質問 10>

(質問9で「結婚していないがいずれ結婚するつもり」と回答した若者(18~39歳)の方にお伺いします。) 現在結婚をしていない理由は何ですか。(あてはまるもの3つまで)

→「適当な相手にめぐり合わないから」が約6割(58.3%)



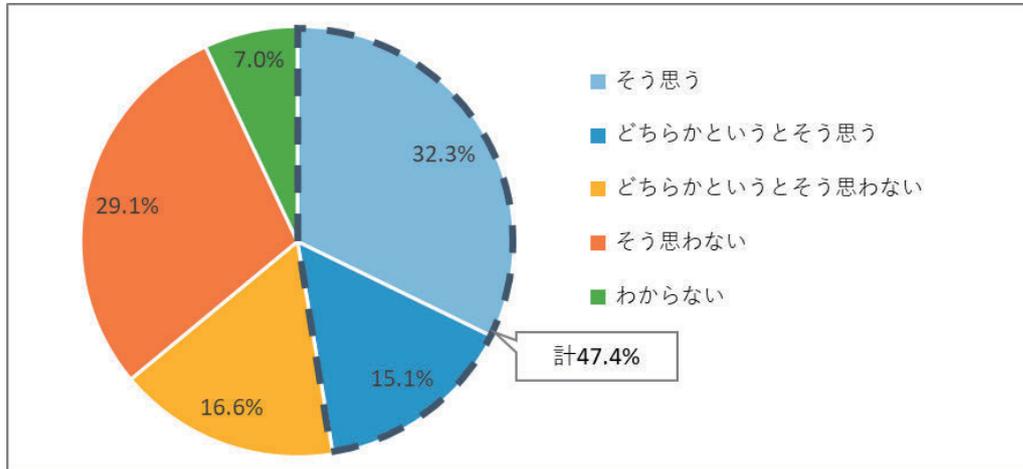
【こどもの希望】

<質問 11 >

(若者(18~39歳)の方にお伺いします。)

あなたは「将来こどもがほしい」または「もう一人こどもがほしい」という気持ちがありますか。

→「こどもを希望する(計)」が約5割(47.4%)



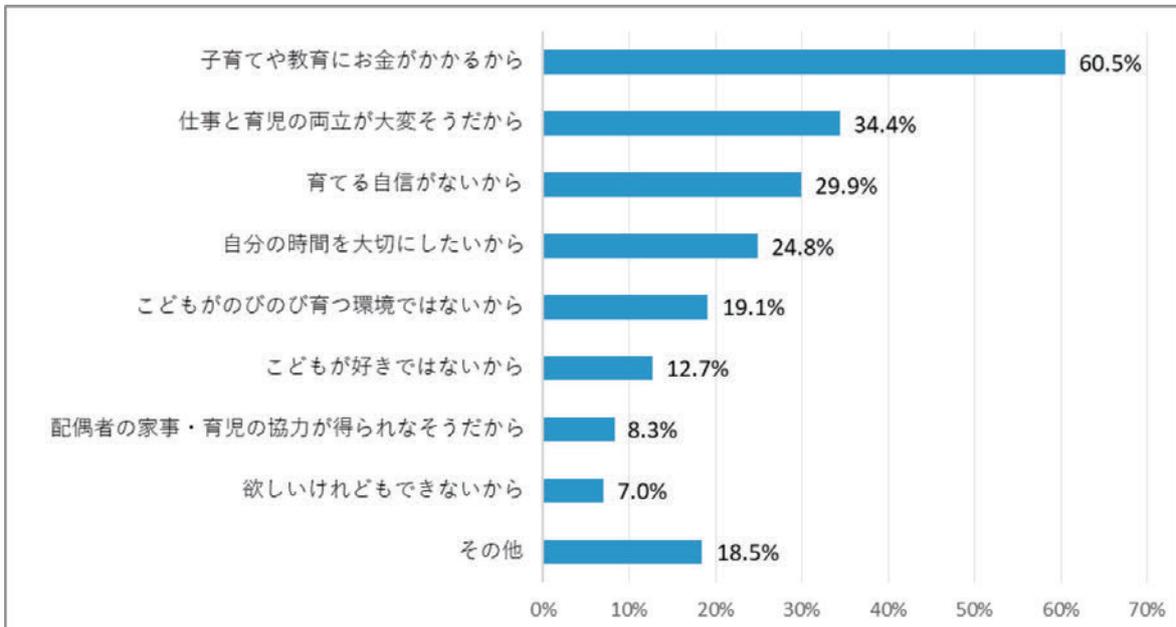
【こどもを希望しない理由】

<質問 12 >

(質問 11 で「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した若者(18~39歳)の方にお伺いします。)

あなたがそのように思う理由は何ですか。(あてはまるもの3つまで)

→「子育てや教育にお金がかかるから」が約6割(60.5%)



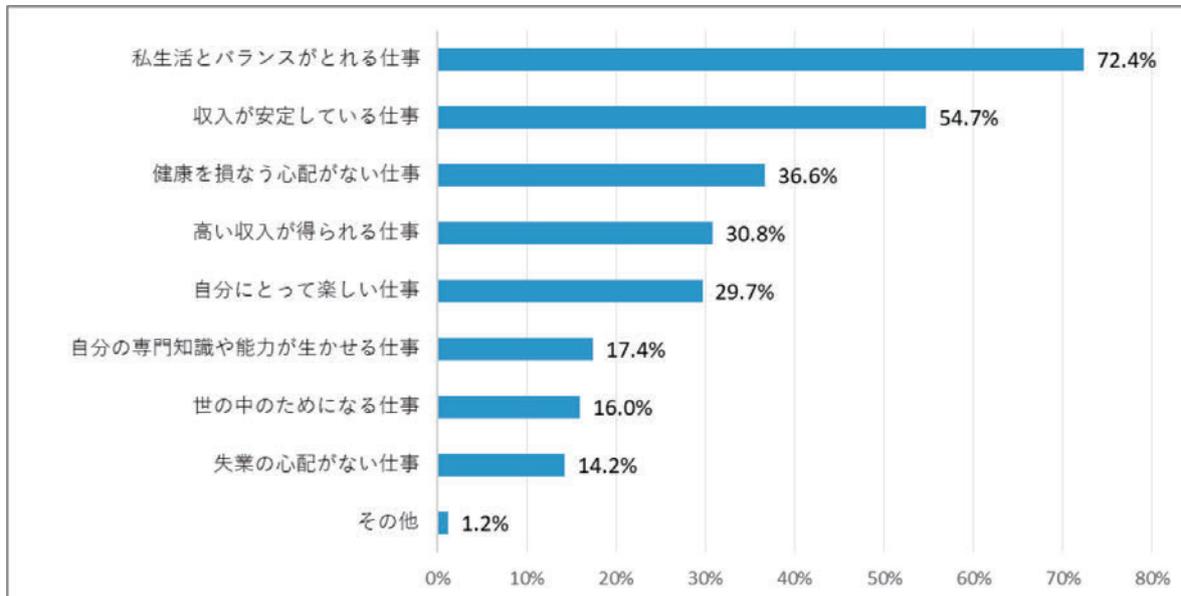
【希望する仕事】

<質問 13>

(若者(18~39歳)の方にお伺いします。)

あなたは、どのような仕事に就くことを希望しますか。(あてはまるもの3つまで)

→「私生活とバランスが取れる仕事」が約7割(72.4%)



<質問 14>

こどもまんなか社会の実現に向けたこども・若者に対する施策について、ご意見、ご要望などがありましたら自由にお書きください。

<主な御意見>

- ・ 「こどもの権利条約」は日本が加盟していることや内容を知らない人が多すぎると思います。学校教育の中に組み入れるなど、勉強する機会があるとよいのと思っています。
- ・ 県民である学生や社会人になりたての若い人々からの意見を集めるなど、当事者視点での議論が大切だと思います。
- ・ ボランティア活動が気楽にできる環境整備を充実して欲しいです。
- ・ なにより貧困家庭におけるこどもの食事、教育の機会が損なわれないような施策が必要。
- ・ 意見を発信できないこどもに対してのサポートの充実を計って欲しい。(虐待・いじめ等)
- ・ 他人への思いやり助け合いの気持ち、スマホやPCを利用したネット社会の正しい使い方を小さい時から教育してほしい。
- ・ 闇バイト・オレオレ詐欺等、若者が犯罪に手を染めている傾向が見られる。精神的な未熟さや経済的要因が原因なので、早急な教育制度の改革と法の整備が必要だと思います。
- ・ こども・若者だけでなく、シニアも一緒に活動する機会があれば、結果的にこどもまんなか社会の実現も見えてくるのではないのでしょうか。世代間を超えた互いの理解が必須だと思います。
- ・ こどもがいることがデメリットと考える社会意識の改善が必要だと思う。
- ・ 「結婚しない」ではなく「結婚したいのにできない」と悩んでいる人が居ることに目を向けて欲しいです。
- ・ 男性の育休、家庭における家事分担等、社会・家族の在り方の変革への公的誘導が必要で

はないか。

- ・ 不適當な校則があれば変更できるような仕組みとしてほしいです。
- ・ 若者にとって失敗してもやり直ししやすいような政策や制度が必要だと思う。例えば再就職しやすい環境を整えるなど。労働問題を解決できるような施策があると良いと思う。

※ 上記を含め、計 773 件の貴重な御意見をいただきました。

【参考】埼玉青少年の意識と行動調査（令和3年度）

ア 調査の概要

（ア）調査の目的

本県における青少年の生活実態や価値観等を把握し、青少年に関する総合的施策樹立のための基礎資料を得るとともに、調査結果を広く県民に紹介し、青少年健全育成に対する理解と協力を得るために行ったものです。

（イ）調査設計

- ・ 調査地域：埼玉県全域
- ・ 調査対象：
 - ①令和3年4月1日現在で、満10歳から満14歳までの県内在住の男女2,000人
 - ②令和3年4月1日現在で、満15歳から満30歳までの県内在住の男女2,000人
 - ③令和3年4月1日現在で、満31歳から満39歳までの県内在住の男女2,000人
 - ④調査対象①から③の保護者等6,000人
- ・ 標本抽出方法 住民基本台帳を用いた層化二段無作為抽出法
- ・ 調査方法 郵送配布、郵送回収・インターネット回収
- ・ 調査期間 令和3年7月30日～8月25日

（ウ）有効回収率

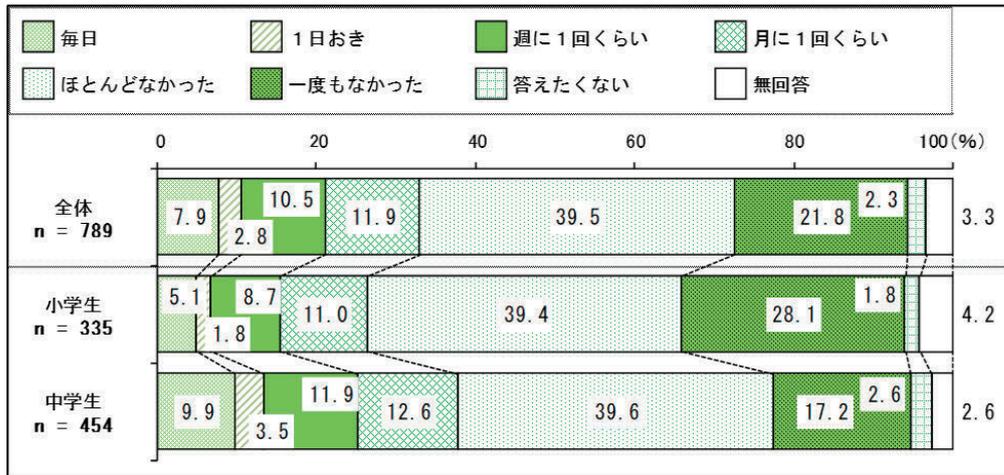
- ①満10歳から満14歳までの青少年789件（39.5%）
- ②満15歳から満30歳までの青少年480件（24.0%）
- ③満31歳から満39歳までの青少年560件（28.0%）
- ④①～③の保護者等1,504件（25.1%）

イ 調査結果

※ 埼玉県青少年健全育成・支援プラン（令和5年度～令和9年度）第2章2「子供・若者の意識と取り巻く状況」の図表として掲載していた調査結果のうち、本計画の総論に掲載しなかったものを一部抜粋。

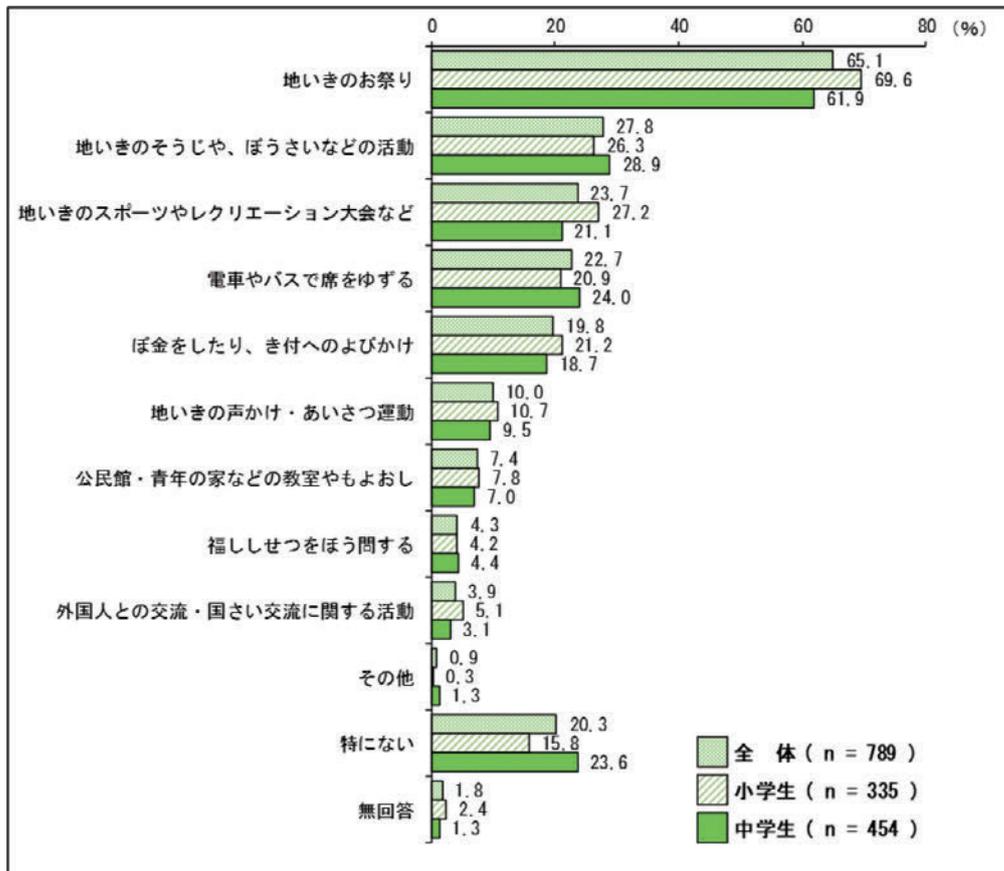
【学校について】

「学校に行きたくない」と思った頻度

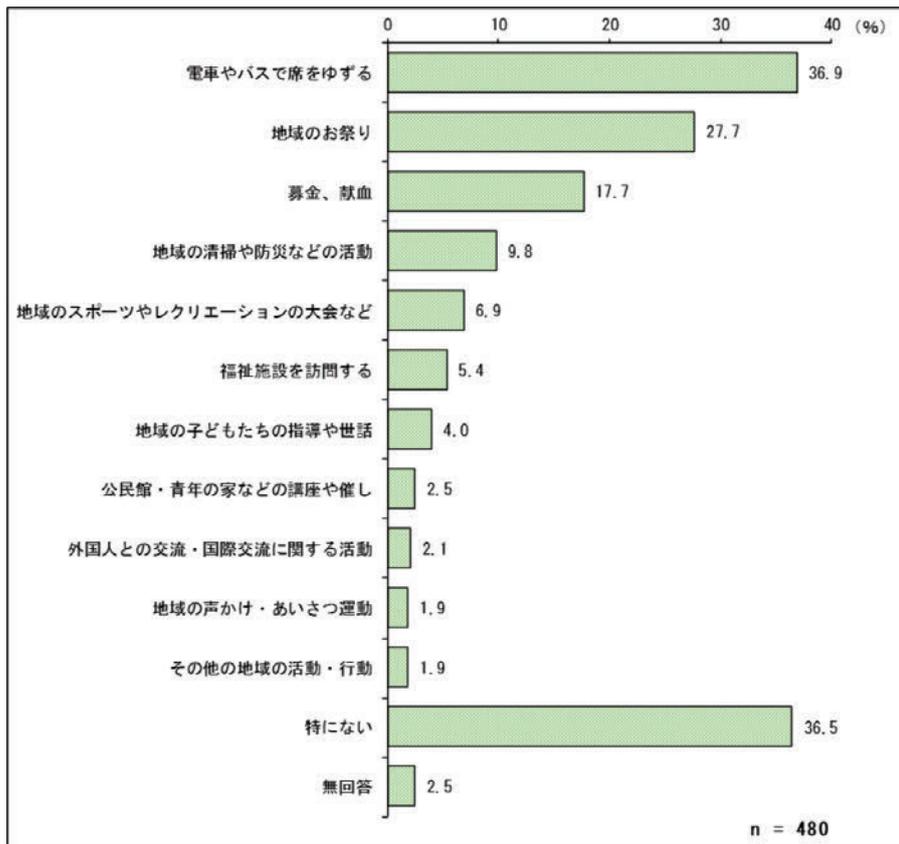


【地域について】

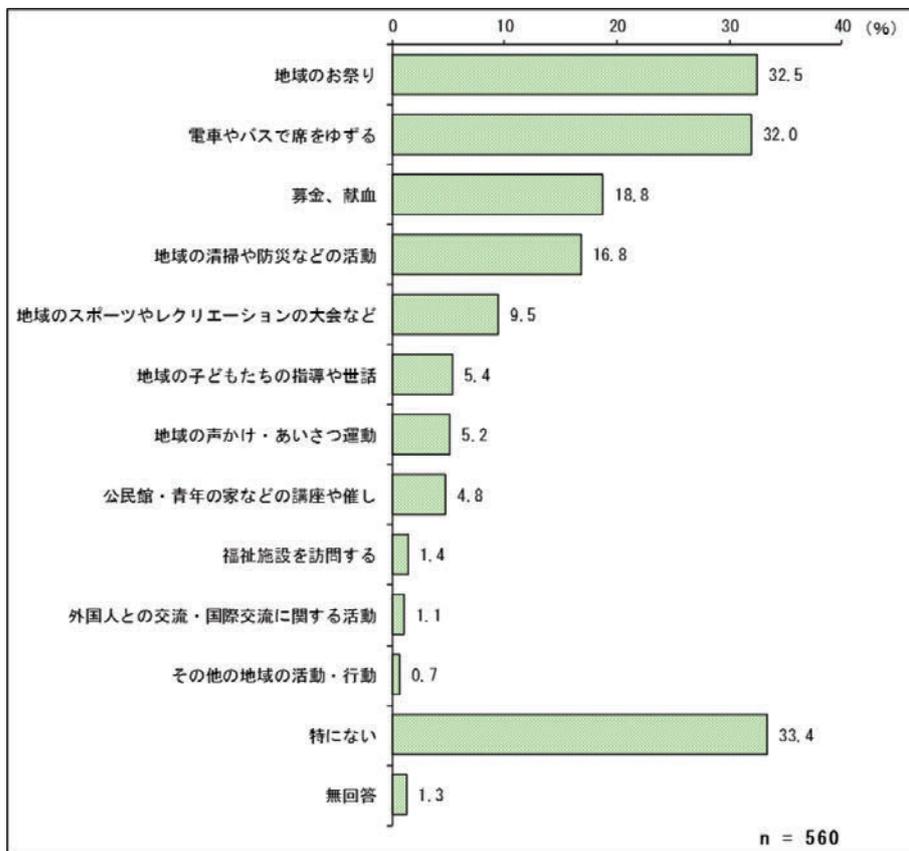
地域活動等への参加、行動 (満10歳から満14歳)



地域活動等への参加、行動（満 15 歳から満 30 歳）

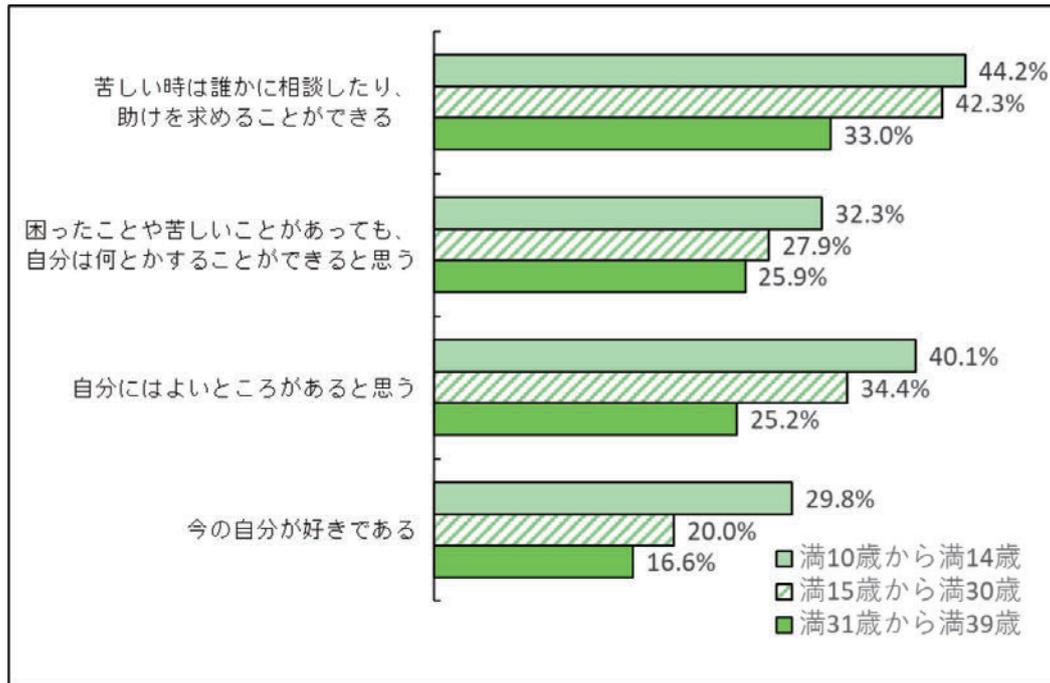


地域活動への参加、行動（満 31 歳から満 39 歳）



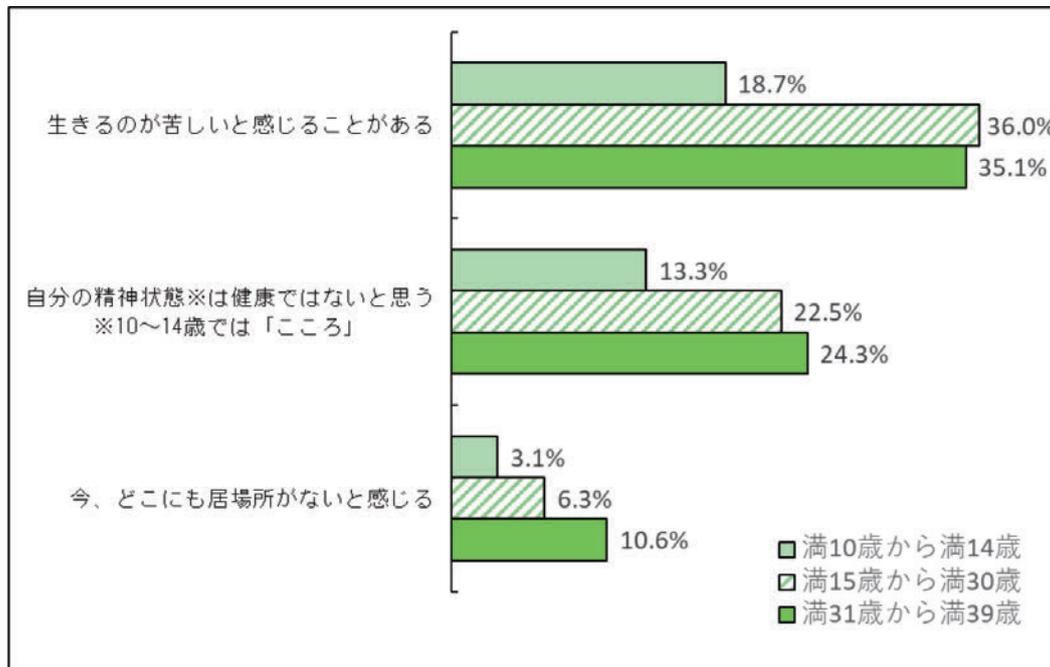
【自己肯定感について】

自己肯定感



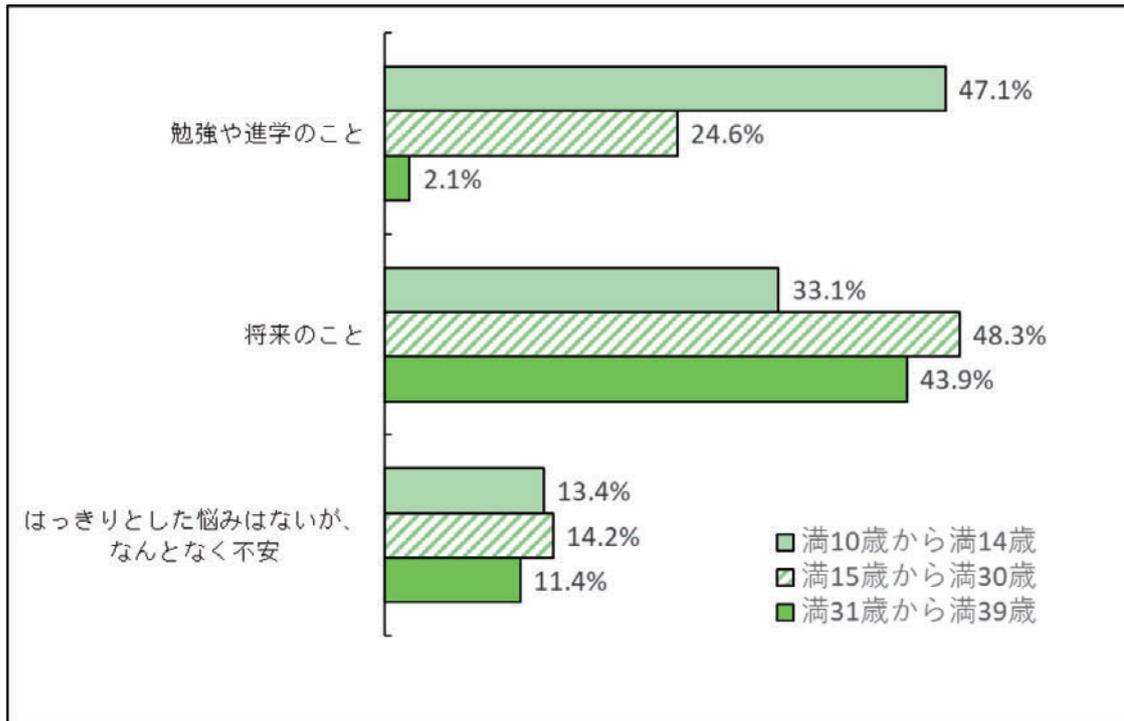
【生きづらさについて】

生きづらさ



【困っていることや悩んでいることについて】

困っていることや悩んでいること



5 県民コメント（意見募集）の実施結果

「埼玉県県民コメント制度」により、計画案について、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集しました。

(1) 意見募集期間

令和6年11月26日～令和6年12月24日

(2) 意見の提出者数及び意見件数

ア 提出者数 305人（団体及び個人）

イ 意見件数 774件

(3) 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	8件
意見の趣旨が計画案に既に含まれているもの	242件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	511件
意見を反映できなかったもの	2件
その他	11件
合計	774件

6 第61号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」に対する修正案

区 分			原 案		修 正 案	修正理由	
第1章	I	1			<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>さらに、安心してこどもを<u>生み育てられる環境</u>をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。</p> <p>(略)</p>	<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>さらに、安心してこどもを<u>生むこと</u>や、<u>育てることができる環境</u>をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。</p> <p>(略)</p>	<p>本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。</p>
第1章	I	1			<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生み育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。</p> <p>(略)</p>	<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを<u>生むこと</u>や、<u>育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会</u>づくりを進めます。</p> <p>(略)</p>	<p>本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。</p> <p>また、本計画の「将来像3」に合わせ「子育てに喜びを感じられる社会づくりを進めること」を明記すべきである。</p>
第1章	I	4	-	-	<p>4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表 (略)</p> <p>本計画を着実に推進していくため、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。</p> <p>(略)</p>	<p>4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表 (略)</p> <p>本計画を着実に推進していくため、<u>「埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議」</u>に加え、<u>プロジェクトマネジメントの手法</u>を活用しながら、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。</p> <p>(略)</p>	<p>本計画の推進に当たり、これまで以上に関係部局において横断的かつ一体的に連携を進めることを明確に示すため、具体的な連携手段を示すべきである。</p>
第1章 第2章	Ⅲ	-	-	-	<p>将来像3 こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会</p>	<p>将来像3 こどもを<u>生むこと</u>や、<u>育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会</u></p>	<p>本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。</p> <p>加えて、現に子育てを行っている世帯だけではなく、これから出産や子育てを考える世帯も、出産や子育てに「希望」を持つ社会を目指すことを明記すべきである。</p>

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第 1 章	Ⅲ	—	—	—	将来像3 (略) (略) さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを <u>生み育てる</u> ことに喜びを実感できることが大切となります。 (略)	将来像3 (略) (略) さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを <u>育てる</u> ことに喜びを実感できることが大切となります。 (略)	将来像3について、「(略)子育てに喜びを実感できる(以下略)」と修正を行うことに合わせて、将来像3の説明部分においても同様に修正を行うべきである。 なお、こども基本法においても「子育てに伴う喜びを実感できる」と規定されており、同法の表現に合わせるべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(1)		(1) 背景 (略) 子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを <u>生み育てる</u> ことができる環境づくりが必要です。	(1) 背景 (略) 子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを <u>生むこと</u> や、 <u>育てること</u> ができる環境づくりが必要です。	本計画には、「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(2)		(2) 目指すべき将来像 (略) 結婚・出産に希望を持つ人が、安心・安全にこどもを <u>生み育てられる</u> ように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。 (略)	(2) 目指すべき将来像 (略) 結婚・出産や子育てに希望を持つ人が、安心・安全にこどもを <u>生むこと</u> や、 <u>育てることができる</u> ように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。 (略)	本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(2)		(2) 目指すべき将来像 (略) *7 <u>子育て当事者の女性と男性が共に</u> 、こどもと過ごす時間をつくり、 <u>相互に協力しながら</u> 子育てをすること	(2) 目指すべき将来像 (略) *7 <u>こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が</u> 、こどもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てをすること	「共育て」の定義について、共育ての推進には、男性の育児の促進も重要であるが、性別に関わらず、こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が協力して子育てをすることが不可欠であり、そのことを示す表現とすべきである。 加えて、シングルペアレントと日常的養育者の立場にあるその親、性的マイノリティのカップルなど、多様性に配慮した表現とすべきである。

区 分				原 案	修 正 案	修正理由
第 2 章	1 5	(1) (1)	ウ ウ (ア)	ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱える子どもからの相談を受ける <u>電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子どもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。</u>	ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱える子どもからの相談を受ける「子どもスマイルネット」について、 <u>相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子どもに関わる様々な悩みに関する相談に対応するとともに、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携を図ることなどにより、子どもが相談しやすい環境を整備していきます。</u>	子どもが、自らの環境を理解できず、適切な相談窓口にたどり着けないことも想定されるため、子どもに関わる様々な悩みを相談できる「子どもスマイルネット」は子どもにとって重要な相談窓口であると考える。 一方「子どもスマイルネット」への相談のうち、子どもからの相談は全体の12.5%しかない（令和5年度）。 そのため、「子どもスマイルネット」について、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携など、子どもが相談しやすい環境を整備することを明記すべきである。
第 2 章	1	(1)	サ	サ 人権教育等を通じて、子どもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。	サ 人権教育等を通じて、子どもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図るとともに、 <u>その権利が侵害された時など、悩みを抱えたときに相談できる場所を周知します。</u>	子どもの権利や最善の利益について、理解促進を図るだけでなく、その権利が侵害されたときなど、子どもが悩みや困難を抱えたときに助けを求めることができる場所の周知を行うことも合わせて明記すべきである。
第 2 章	1	(2)	ア	ア 子ども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、子どもや子育て当事者等からの意見を聴取します。子ども等の意見表明を支援する人材を育成するとともに、子どもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。	ア 子ども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、子どもや子育て当事者等からの意見を聴取します。子ども等の意見表明を支援する人材を育成・確保するとともに、子どもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。	子ども等の意見表明を支援する人材を育成するのみならず、必要な人数を確保していくことも明記すべきである。
第 2 章	6	(4)	ア (カ)	(カ) 地域における子どもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、子どもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組みます。	(カ) 地域における子どもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、子どもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネットの活用や学校における周知等を通じて、 <u>相談窓口等の情報提供に取り組みます。</u>	「子どもスマイルネット」を含む相談窓口等の情報提供については、インターネットを使用しない子どもに対する周知も必要であり、学校における周知も行うことも明記すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第 2 章	9	(4)	ク	(ウ)	ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等 (略) (ウ) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、早期から発達段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」を推進します。	ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等 (略) (ウ) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、早期から発達段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」及び人権教育により、こどもや保護者、関係者の理解を得ながら、身体や生殖の仕組み、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福を含め、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進します。	「生命(いのち)の安全教育」は、性犯罪・性暴力対策を強化する目的で推進されるものであり、性に関する教育とはその目的を異にしている。 性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進することは、こどもが性を正しく理解し、適切な行動をとることができることに繋がり、性被害や予期せぬ妊娠・出産を防ぐなど、こどもの健康や安全を確保する観点からも非常に重要である。そのため、こどもや保護者、関係者の理解を得た上で、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進することを明記すべきである。
指 標		4	No.8		No.8 <u>生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率</u> 現状値 99.0% (令和5年度末) → 目標値 99.0%以上 (令和11年度末)	No.8 <u>生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率</u> 現状値 40.2% (令和5年度) → 目標値 60.0% (令和11年度)	貧困の連鎖に関する指標として「埼玉県5か年計画」で設定されている同指標を設定すべきである。 なお、目標値は、公立の中学3年生の通塾率*と同率を目指し設定した。 *令和5年度全国学力・学習状況調査より

7 事業の執行に適切な対応を求める附帯決議

第61号議案「埼玉県子ども・若者計画の策定について」について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

1. ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラーの実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。
2. 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。
3. プレコンセプションケアの推進について、思春期の子どもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。
4. こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
5. 「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。



◆こども基本法（抄）（令和四年六月二十二日法律第七十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に

応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法

律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する

事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(略)

◆埼玉県こども・若者基本条例（抄）（令和六年十月十八日条例第四十号）

（目的）

第一条 この条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心してこども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども・若者」とは、新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他こども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他のこども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全てのこども・若者について、個人として尊重され、その基本的権利が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、

幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

四 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努めるものとする。

（保護者・養育者の役割）

第五条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

（学校・保育施設等の役割）

第六条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育て・子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第九条 県民は、基本理念にのっとり、こども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努めるものと

する。

(こども計画の策定)

第十条 県は、この条例の趣旨を尊重して、こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画（以下この条において「こども計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、こども計画を定めるに当たっては、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、こども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表するものとする。

(体制整備等)

第十一条 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者等からの意見聴取及び意見反映)

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となるこども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、こども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、こども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有するこども・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供等)

第十三条 県は、子育て・子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、こども・若者及び保護者・養育者

その他当該情報を必要とする者に分かりやすく提供できるよう努めるものとする。

(理解促進)

第十四条 県は、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、こども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求め方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の安全及び安心の確保)

第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することができるよう、こども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱えるこども・若者又はそのおそれのあるこども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の居場所づくりの推進)

第十六条 県は、こども・若者が安全に、かつ、安心して過ごすことができ、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、こども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備)

第十七条 県は、誰もが安心して、こどもを生み、育てることができる環境の整備に資するため、こども・若者、保護者・養育者その他県民がこども・若者の心身の成長

及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、子ども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

(子ども・若者の主体的な学びの機会の確保)

第十八条 県は、全ての子ども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全ての子ども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全ての子ども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につなげられるよう、その能力を発揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護者・養育者等に対する支援)

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実
二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備

三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消

四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備
二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 安心して子ども・若者を養育することができるための住環境の整備

二 保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者が相互に交流し、子育てに関する不安を

解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十条 県は、子育て・子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則(略)

◆子ども・子育て支援法（抄）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受け

たもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。)、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の

範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第二章 子ども・子育て支援給付(略)

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等(略)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(略)

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子

もに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・

保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県

子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（以下省略）

第六章 費用等

第七章 市町村等における合議制の機関

第八章 雑則

第九章 罰則

附則

◆次世代育成支援対策推進法（抄）（平成十五年七月十六日法律第百二十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の

関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況

に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(以下省略)

第三節 一般事業主行動計画

第四節 特定事業主行動計画

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）（平成二十五年六月二十六日法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

（基本理念）

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公

共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の

支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための

就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附則(略)

◆母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（関係機関の責務）

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上の

ために相互に協力しなければならない。

3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

（自立への努力）

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

（扶養義務の履行）

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第八条第二項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

- 一 社会福祉法人 理事
- 二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて内閣府令で定めるもの 内閣府令で定める役員

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

- 一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会）都道府県知事
- 二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

（母子・父子自立支援員）

第八条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、

主として次の業務を行うものとする。

- 一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- 二 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- 3 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（福祉事務所）

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（児童委員の協力）

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべ

き基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下省略)

第三章 母子家庭に対する福祉の措置

第四章 父子家庭に対する福祉の措置

第五章 寡婦に対する福祉の措置

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

第七章 母子・父子福祉施設

第八章 費用

第九章 雑則

第十章 罰則

附則

◆子ども・若者育成支援推進法（抄）（平成二十一年七月八日法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団

体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他の子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握す

ること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

(以下省略)

第五章 罰則

附則

◆埼玉県青少年健全育成条例（抄）（昭和五十八年三月九日条例第二十八号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

（定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- 四 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を除く。）を行う者をいう。
- 五 がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。
- 六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 七 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。
- 八 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。
- 九 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- 十 利用カード等 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得て発行されるものをいう。
- 十一 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型

有害役務営業をいう。

十二 店舗型有害役務営業 店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（風適法第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業

ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業

ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

（１）客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの

（２）青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの

（３）青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十三 無店舗型有害役務営業 人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

十四 有害役務営業者 有害役務営業を営む者をいう。

（県の責務）

第四条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国、他の都道府県及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の健全な育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- 一 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 二 青少年の社会参加の促進
- 三 青少年の規範意識高揚のための啓発

(保護者の責務)

第七条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもって青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

(青少年の努力)

第七条の二 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

(施策等の公表)

第七条の三 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(条例の解釈適用)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第二章 県が行う施策

(施策の実施)

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- 三 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 四 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- 五 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- 六 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 七 青少年の非行の防止
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 九 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- 十 その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

(推進体制の整備)

第九条の二 県は、市町村、事業者及び県民と連携して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(優良な図書等及び興行の推奨)

第十条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

(有害図書等の指定及び売買等の禁止)

第十一条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

- 一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第一に掲げるもの(次号及び第十六条の二第二項において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が二十ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの
- 二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等(前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。)を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

(有害図書等の陳列の制限等)

第十一条の二 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

(有害がん具等の指定及び売買等の禁止)

第十二条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - 二 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第二に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。
- 3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。
- 4 何人も、青少年に対し、有害がん具等（第一項第二号に係るものを除く。）を見せ、又は触れさせてはならない。

（図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出）
第十二条の二 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 自動販売機等の設置場所
 - 三 自動販売機等管理者の氏名及び住所
 - 四 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 五 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等管理者の設置）
第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）
第十三条の二 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等）

- 第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売

機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になったときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

（自動販売機等に関する適用除外）
第十五条 第十二条の二から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害興行の指定及び入場の禁止）
第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。
- 3 第一項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（有害広告文書の指定及び配布等の禁止等）
第十六条の二 知事は、広告文書（散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「広告主等」という。）は、第一項の規定により指定された広告文書（前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。）を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前二項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(有害広告物に対する措置)

第十七条 知事は、広告物(看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

(利用カード等の売買等の禁止)

第十七条の二 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(自動販売機等への利用カード等の収納の禁止)

第十七条の三 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(有害役務営業者の禁止行為)

第十七条の四 店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。
- 2 無店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - 二 受付所(第三条第十二号イからハまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。)を設けて営む場合にあっては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
 - 三 青少年を客とすること。

(有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止)

第十七条の五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物(第六号において「宣伝文書等」という。)を頒布すること。

四 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

五 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(有害役務営業に係る青少年の立入禁止表示等)

第十七条の六 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所
- 二 無店舗型有害役務営業(受付所を設けて営むものに限る。) 受付所

2 有害役務営業者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁止する旨
- 二 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨

(有害役務営業に係る従業者名簿)

第十七条の七 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかななければならない。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所
- 二 無店舗型有害役務営業 事務所(事務所のない者にあっては、住所。第二十六条第一項第六号において「事務所」という。)

(有害役務営業者に対する命令)

第十七条の八 知事は、有害役務営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該有害役務営業に関し第十七条の四から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務営業者が、前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(金銭貸付け等の禁止)

第十八条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、物品（同条第一項に規定する物品をいう。）を質に取って青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、古物（同条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。以下同じ。）を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

（着用済み下着等の買受け等の禁止）

第十八条の二 何人も、青少年から着用済み下着等（着用した下着又はだ液若しくはふん尿（これらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下同じ。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはならない。

（勧誘行為の禁止）

第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行つてはならない。

- 一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業（風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

（淫らな性行為等の禁止）

第十九条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（入れ墨の禁止）

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第十九条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の

規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。）その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（場所の提供及び周旋の禁止）

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 淫らな性行為又はわいせつな行為
- 二 暴行又は脅迫
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用
- 四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用
- 五 賭博
- 六 喫煙又は飲酒
- 七 第十八条の二第一項に規定する行為
- 八 第十九条の二に規定する行為

（深夜に外出させる行為の制限）

第二十一条 保護者は、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

（深夜における施設への入場の禁止）

第二十一条の二 次に掲げる営業を行う者（次項において「営業者」という。）は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

- 一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業
 - 二 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業（風適法第二条第六項第三号に規定する営業を除く。）又はインターネットの利用を行わせる営業
- 2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（インターネットの利用の制限）

第二十一条の三 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次条第二項において「有害情報」という。）を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧の制限）

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）を携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 青少年が携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合

二 青少年を携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合

2 携帯電話インターネット事業者等は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。）を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があることその他の規則で定める事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当たり、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があ

つたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

一 第一項の書面又はその写し

二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

6 保護者は、前条の趣旨にのっとり、法第十四条の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年（第一項一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。）に対する当該携帯電話インターネット事業者等の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者等への協力に努めなければならない。

7 知事は、携帯電話インターネット事業者等が第二項、第三項、第四項又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

8 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。

9 知事は、第七項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

10 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

11 県は、法第十四条及び第二項の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明等が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（遊技場における非行の防止）

第二十二条 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業

を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。

(旅館業等を営む者の届出)

第二十三条 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。)、住宅宿泊事業(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。)
又は住宅宿泊管理業(同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。)を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

第四章 雑則

(県民の申出)

第二十三条の二 県民は、第十条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による指定又は第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項若しくは第十七条の八第一項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

(推奨及び指定の告示等)

第二十四条 第十条の規定による推奨及び第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。

(審議会への諮問)

第二十五条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮問しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

- 一 第十条の規定により推奨をしようとするとき。
 - 二 第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定により指定をしようとするとき。
 - 三 第三条第十二号ニ(1)から(3)まで、第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規則を定めようとするとき。
 - 四 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項又は第十七条の八第一項若しくは第二項の規定により措置を命じようとするとき。
 - 五 第二十一条の四第七項の規定により勧告をしようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議

会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- 一 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所
 - 二 興行を行う場所
 - 三 利用カード等の販売を営む場所
 - 四 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
 - 五 店舗型有害役務営業の営業所
 - 六 無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所(客の依頼を受けて派遣される第三条第十二号イからハマまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。)
 - 七 第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う場所
 - 八 インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
 - 九 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
 - 十 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。)を行う場所
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

- 第二十八条 第十九条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第二十八条の二 第十七条の八第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十八条の三 第十七条の四第一項又は第二項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十八条の四 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。)、第十八条第一項、第二

項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者

二 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十九条の三の規定に違反して、次に掲げる行為を行った者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第十六条第三項、第十七条の六又は第二十一条の二第二項の規定に違反した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の四第一項若しくは第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）、第十七条の五（第三号に係る部分を除く。）、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（罰則の適用除外）

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附則（略）



用語解説



あ

赤ちゃんの駅	乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進するため、市町村や民間企業などの協力の下に設置・登録した、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペース。
アントレプレナーシップ教育	起業家精神と訳され、『新事業創出や社会課題の解決に向け、新たな価値の創造に取り組む姿勢や発想、能力等』を指す。
いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
一時預かり事業	普段家庭で保育されているが、保護者の育児疲れ解消、急病や冠婚葬祭等により一時的に保育が必要になる児童や、1号認定を受けた児童が教育課程時間を修了した後保育を要する場合に、保育所、幼稚園等において預かる事業。
一時保護所	児童福祉法に基づき児童相談所に付設する、虐待、置き去り、非行などの理由により必要な場合に児童を一時的に保護する施設。
イツモ防災	「いつも防災のことばかり考える」のではなく、「いつもの活動が防災になっている」又は「(やりやすい方法を知ること) 防災が取り組みやすくなっていく」ことを目指す県の取組。
医療的ケア／ 医療的ケア児	看護師や家族等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。制度の改正により、医師や看護師以外についても、一定の研修を受けた者が医師の指示の下に、たんの吸引等の医療的ケアを実施できることとなった。医療的ケア児とは、日常的に医療的ケアが必要なこども。
インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。
インターネットリテラシー	インターネット上の情報を十分に使いこなせる能力。インターネット上の情報の正確性を読み取り、情報の取捨選択や適切な判断等ができること。
インターンシップ	産業の現場などで生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
オレンジリボン	こども虐待の現状を広く知らせ、こども虐待を防止し、虐待を受けたこどもが幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間である11月には、国や各地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。

か

学習指導員	一時保護所において児童の学習の指導をするため配置する職員。
学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和 33 年以降、ほぼ 10 年ごとに改訂されている。
家族支援プログラム	虐待などを理由に児童福祉施設等に入所した児童に対し、安全な家庭環境に戻すためのプロセスや支援内容を個別に提示し、児童や家族などの関係者の間で進行状況を確認しながら家族復帰を進めていくプログラム。
学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上	心の不調が急増する思春期の児童生徒と周囲の大人が、正しい知識を獲得することを指す。具体的には、心の不調に早期に気付く力や SOS を出せる力を身に付けること、その SOS を適切に受け止めること、SOS を出せない児童生徒へのアプローチ、組織的な対応へとつなげていくための体制整備などがある。
学校評価	「学校教育法」第 42 条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）がある。
学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。
家庭的環境	民間住宅などを活用して本体施設の支援の下で家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（グループホーム）や 1 グループ 6 ～ 8 人（乳児院は 4 ～ 6 人）で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）。
環境科学国際センター	加須市にある試験研究、環境学習、国際貢献、情報発信の 4 つの機能を持つ本県の環境科学の総合的中核施設。大人から子どもまでが環境について楽しく体感的に学ぶことができる展示館（愛称：彩かんかん）を有する。
完全失業率	総務省の労働力調査による、15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。 完全失業者とは、次の 3 つの条件を満たす者をいう。① 仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない）② 仕事があればすぐに就くことができる③ 調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）。
企業主導型保育事業	企業が主体となって従業員の多様な働き方に応じた保育を提供し、国が保育士の配置など一定の基準を満たすことを要件に企業に対して補助を行う制度。利用定員の半分までは地域住民に空き定員として提供することができる。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
教育支援センター	不登校児童生徒に対する支援を行うために、教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等に設置する機関。「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。
教科等横断的な学習	文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決に生かしていくための学習。

か

共生社会

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。

協調学習

学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態。

結婚・妊娠・出産・子育て 応援公式サイト

結婚から妊娠・出産、子育てまでの情報を切れ目なく一元的に提供し、県民のライフステージを応援するサイト。
<https://www.saitama-support.jp/>

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の年齢別出生率（人口に対する出生数の割合）を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した場合の平均の子ども数に相当する。

高等技術専門学校

職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

子育ての目安 「3つのめばえ」

小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。

子どもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心や、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする。

子ども応援ネットワーク 埼玉

貧困の連鎖の解消に向け、県が発起人とともに共同で立ち上げた、社会貢献活動などを行う個人や団体、企業のネットワーク。会員の得意分野を生かし、すべての子どもたちがチャンスと希望を持って素敵な大人になれるような社会を目指す。

子ども食堂

地域の人々が主体となり運営し、子どもが一人でも安心して利用することができる、無料又は低額の食堂。食事を提供するだけでなく、子どもの自己肯定感を育む場所として、地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されている。

子どもスマイルネット

子どもに関する様々な悩みを本人や保護者等から相談できる電話相談窓口。
(048-822-7007)

子どもの居場所

子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが居場所になり得る。子どもの自己肯定感や自己有用感を高める場として、近年、注目されている。子ども食堂、無料塾、プレーパークなど多種多様な居場所が存在する。

子どもの権利ノート

施設・里親等の児童に入所等に際して、自分の意見を表明したり、相談等をするにはどうすればよいかなどを平易に説明するためのノートで、料金負担不要の県庁あての手紙の様式を付けている。

子どもの権利擁護委員会

「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」に基づき設置した県の附属機関。原則18歳未満の子どもの権利侵害に関し、調査や勧告などを行う。

子どもの貧困

平均的な家庭の子どもなら、当たり前で与えられる環境や体験が、経済的な貧しさなどによって与えられていない状態をいう。日本では、9人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われている。

子どもまんなか応援 サポーター

子ども家庭庁が掲げる、子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等のこと。

か

子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項の規定により、地方公共団体が設置する協議会。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。

け

埼玉県虐待禁止条例	児童、高齢者及び障害者虐待の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、児童等の権利利益を養護するために制定された条例。平成 29 年 7 月 11 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行。児童、高齢者及び障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関して基本理念、県及び養護者の責務や関係団体及び県民の役割、施策の基本事項を定めている。
さいたまけん★こどものこえ	こどもの意見を県の施策に反映するため、メンバーになった小学生・中学生・高校生等からインターネットを使った Web アンケートにより意見を聴取する取組。
埼玉県子ども・若者基本条例	子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された条例。令和 6 年 10 月 18 日公布・施行。全ての子ども・若者が有する権利が保障され、全ての子ども・若者の意見が尊重されるとともにその最善の利益が優先して考慮される社会が構築され、保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されることを基本理念とし、県だけでなく市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこととしている。
埼玉県女性キャリアセンター	働くことを希望しながら、子育てとの両立や職業上のブランクなどに課題を抱えている女性の就業を総合的に支援する。個別相談（キャリアカウンセリング）、就職支援セミナー等を実施。
埼玉県母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条に規定される母子・父子福祉施設であり、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導や就業の指導を行うなど、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的とする施設。
埼玉県若者支援協議会	子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項の規定により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置した協議会。
SAITAMA 出会いサポートセンター	埼玉県・市町村・企業等が連携して運営している県の公的な結婚支援センター（通称「恋たま」）。
埼玉版スーパー・シティプロジェクト	市町村のコンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築）、スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助を実現）、レジリエント（誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成）の 3 つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するもの。
彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成 21 年度（2009 年度）に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全 5 種類で小学校版 3 種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成 24 年（2012 年）3 月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。令和 4 年（2022 年）3 月には情報モラルをはじめ、子どもたちが直面する現代的な課題や社会的な問題が題材の教材集「彩の国の道徳『未来に生きる』」を作成した。
里親	都道府県知事の登録を受け、保護者の病気や離婚、児童虐待など様々な事情によって、家庭で養育できない子どもたちを、自らの家庭で養育する方。
里親委託強化推進員	児童相談所に配置する専任の職員で、里親委託をしようとする児童の家庭に対して、家庭的環境の必要性などを説明し里親委託の同意を得る業務を行う者。

里親等委託調整員	児童相談所に配置する専任の職員で、他の職員や施設と連携し、里親の訪問、交流支援事業の実施、新規里親の開拓等の業務を行う者。
支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
児童家庭支援センター	地域のこどもの福祉に関する様々な問題について、家庭からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言や援助を行い、併せて、児童相談所長、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。
児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする遊戯室・図書室等を備えた屋内型施設。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者）を現に監護する者をいう。）がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト（養育放棄）及び心理的虐待を行うこと。
児童相談所	児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法に基づき都道府県・指定都市が設置する行政機関。
児童福祉司	児童相談所に配置される職員であり、こどもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行う。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護するとともに、退所した者に対する相談など、自立のための援助を目的とする施設。
姉妹友好州省	メキシコ州（メキシコ）、山西省（中国）、クイーンズランド州（オーストラリア）、オハイオ州（アメリカ）、ブランデンブルグ州（ドイツ）と姉妹友好提携し、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。
若年無業者（ニート）	15～34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。
周産期	妊娠満22週から出生後満7日未満までをいう。
周産期母子医療センター	産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る高度な医療行為を行うことができる医療施設。
主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。
ジュニア・アスポート教室	貧困の連鎖の解消を目指し、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生に対して、学習支援や生活支援などを行う。
障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）	放課後等デイサービス等の通所事業所が、在宅の障害児に対し個別、集団療育等を行い、一人一人の状況に応じた発達支援を行う。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関で、県内には10か所設置されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。

小規模保育事業	0～2歳児を対象とした定員6～19人の比較的小さな施設で、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施する事業。 児童福祉法の改正により、令和8年4月1日から、3～5歳児のこどものみを対象とする小規模保育事業が創設される予定である。
小児慢性特定疾病	内分泌疾患や慢性心疾患など、生命を脅かし慢性に経過する疾病のうち、厚生労働省が告示で定める疾患（令和7年4月現在801疾患）を指す。
情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。
食育	食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度を育てる教育。
自立援助ホーム	義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、児童養護施設等を退所した者もしくは知事が必要と認めた者又は児童養護施設等を退所した20歳以上の者であって、知事が必要と認めた者に対し、共同生活をする住居において相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。
自立相談支援機関	生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。
新生児に対する マススクリーニング検査	生後4～6日目の赤ちゃんを対象とした先天性代謝異常等の病気をみつけるための検査。
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、教職員や保護者への指導・助言を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる心理に関する専門的な知識や経験を有する者。
スクール・サポーター	中学校等からの要請に基づき教職員などと一緒に挨拶や服装の指導、学校内外の巡回、非行防止教室等の活動を行う会計年度任用職員。2人1組で活動。
スクール ソーシャルワーカー	教育に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒等に対して支援をする者。
青少年育成埼玉県民会議	青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。
青少年育成推進団体	青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。
性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
性の多様性	性的指向及び性自認の多様性。
潜在保育士	保育士資格を持ちながら保育士として就業していない者。
総合型地域 スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。

た

第三者による検証委員会

児童虐待防止法に基づき、重大な児童虐待事例の分析、虐待の予防及び早期発見のための方策、児童のケア、保護者の指導・支援、関係機関の役割等、検証を行うため、国・地方公共団体に設置する第三者による検討委員会。

多様な働き方

労働者のニーズに応じて、時間・場所・雇用形態・兼業等が多様である働き方。具体的には、フレックスタイム制やテレワークにより、働く時間や場所の自由度が高まることで育児や介護との両立がしやすくなったり、副業が可能となることで所得の増加、キャリア形成のための資格取得やスキル向上が見込める。

多様な学びの場

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。

短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業

保護者の病気、疲労もしくは身体、精神、環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、市町村長が児童養護施設などで養育・保護する事業。

探究活動

自分で課題を見つけ、目的に応じて情報を収集し、その整理・分析を行い、まとめ・表現したり、コミュニケーションを図ったり、振り返ったりすること。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域子育て支援拠点

子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。

地域療育センター

発達障害の特性が気になる子どもに対し、作業療法士等の専門職が個別療育を提供する施設。平成 27 年度以降、県内 9 つの障害保健福祉圏域ごとに順次設置。就学前から小学校 3 年生までの子どもを対象。

中一ギャップ

子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす状況。

中核発達支援センター

医療型障害児入所施設に医師や看護師などの専門職を配置し、発達障害の診療・療育を一貫して行う診療・療育の拠点施設。平成 23 年度以降、県内に 3 か所設置。

テレワーク

Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

特別支援学校の センター的機能

特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。

特別支援教育推進専門員

特別支援学級や通級指導教室の担当教員の育成や指導力向上を図るため、小・中学校等へ巡回支援に行く者。

DV（ドメスティック・ バイオレンス）

DVと略されて使用される。直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いが、家庭内の女兒に対する性的虐待を含めたり、親やその他の親族が子どもに対して振るう暴力などを含めたりして使用される場合もある。

なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・子どもを利用した暴力も含まれる。

共育て導きの書

「共育て」推進のため、子育て当事者・経験者による官民連携のプロジェクトチームとともに県が作成した家事・育児のヒント集。パートナーとの協力の秘訣のほか、初めての家事・育児に役立つ様々なコンテンツを掲載している。

な	乳児院	乳児（保健上安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、育児に必要な情報提供や養育環境等の把握を行う。
	乳幼児健康診査	母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対し実施する健康診査。①満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児、②満3歳を超え満4歳に達しない幼児などに対し実施する。
	認定こども園	①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
	ネットアドバイザー	子どもたちがデジタル社会で安全に情報やICTを活用できるよう、保護者等を対象に啓発する「こども安全見守り講座」のために県で養成した講師。
は	バーチャルユースセンター	メタバース空間上に県が設置する体験・交流・相談等の機能を備えたこども・若者の居場所。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその障害が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害総合支援センター	発達障害者支援法に基づき、発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害児・者が乳幼児から学齢期、成人期まで生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、平成29年1月に埼玉県立小児医療センターのさいたま新都心への移転にあわせ開設。発達障害に早期に気づき、支援できる人材の育成、診療・療育体制の強化、親への支援、就労の支援に取り組む、県の発達障害支援の拠点。
	パパ・ママ応援ショップ	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもや妊娠中の方がいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる県の子育て家庭への優待制度。
	ひきこもり	自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態。
	病児保育事業	病気や病気回復期にあり、集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育できない児童を医療機関や保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応等を行う事業。
	ファミリー・サポート・センター	市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的にこどもを預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。
	ファミリーホーム	養育者（児童の養育に相当の知識と経験を有する一定の要件を満たした里親もしくは児童福祉施設等の養育従事経験者）の住居において、家庭的な養育環境のもとで、最大6人の児童を養育し、児童の自立を支援する事業。
不育症	妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的にこどもを持たない状態。	

は

フィルタリング

インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、有害なサイトなどを選択的に排除する機能。

フードパントリー

食品支援が必要な時に、無料で食品が受取れる場所。ひとり親家庭などに栄養バランスの取れた食品を提供することで、こどもの育ちを支援する。提供する食材は、企業や農家からの支援を受けたり、一般家庭から広く食材を募って集める。ひとり親家庭や生活困窮など、さまざまな理由で日々の食品や日用品の入手が困難な家庭に対して、企業・団体などから食品等の提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動。配付の際に、こどもや保護者から困りごとを聞き取り、必要に応じて行政や関係機関などにつなげる役割も果たしている。

不登校

該当年度間に 30 日以上登校しなかった者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。(ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

不妊

妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交していたにもかかわらず、1年間妊娠しない状態。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる。ブランコなどの遊具で遊ぶだけでなく、こどもが自由に遊べる場。ロープやのこぎりを使ったり、焚火で料理をしたり、こどもが自分の力で遊びを作り上げる。通常、安全管理と指導を行うプレーリーダーが見守る。

プレコンセプションケア

望む人が妊娠・出産を実現できるようにするために、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、自分のライフプランにあった健康管理を意識すること。

保育士・保育園支援センター

保育士資格を持ちながら保育士として就業していない者の就職支援等を行う施設。

保育所の第三者評価

保育サービスの質向上を図り、安心してこどもを預けることができる環境整備を図ることを目的として、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

保育所保育指針

こども家庭庁が示す、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。

放課後子供教室

全てのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

放課後児童支援員

国基準において放課後児童クラブへの配置が求められる職員のうち、都道府県等が実施する認定資格研修を修了した者。

母子生活支援施設

母子（配偶者のない女子やDV被害等の事情がある女子と、そのこども）を入所させ、保護と共に自立支援を行い、退所者の相談援助を行う施設。

ま

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。また、交通機関や飲食店、公共機関等がポスター等として掲示し、妊婦に優しい環境づくりを推進するもの。

学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校として、文部科学大臣の指定を受けた学校のこと。従来は「不登校特例校」の名称を使用していたが、令和5年8月より「学びの多様化学校」の名称を使用することとなった。

見沼田圃公有地

首都近郊に残された大規模な緑地空間である見沼田圃の保全を図ることを目的として、県が所有又は管理を行い、体験農園等として活用している農地。

民生委員・児童委員

こどもや保護者等の福祉に関し、相談・援助、行政機関の行う業務に対する協力、こどもの健全育成のための地域活動等を行う。

や	夜間養護等 (トワイライトステイ)事業	保護者が仕事などの理由により平日の夜間・休日に不在となり家庭での児童の養育が困難となった場合や緊急の必要がある場合に、市町村長が児童養護施設などで養育・保護する事業。
	ヤングケアラー	高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者のうち、18歳未満の者。
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する専門的相談支援を行う。
	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園における教育課程その他の保育内容についての基準。
	要保護児童対策地域協議会	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対する適切な保護及び、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産後の養育について出産前から支援することが必要と認められる妊婦に対する適切な支援を図るために、必要な情報交換を行うとともに、児童に対する支援内容を協議するために、市町村が中心となって組織する関係機関の協議会。
	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省が示す、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容についての基準。
ら	リーマンショック	平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
わ	わがまち防犯隊	自主防犯活動団体の本県における愛称。平成18年度に公募により決定。
	若者自立支援センター 埼玉	平成18年6月、川口駅西口(川口若者ゆめワーク内)にオープン。関係支援機関等と連携し、49歳以下の無業者や、その保護者を対象に、キャリアカウンセラーや公認心理師・臨床心理士による相談業務、グループワークやしごと体験などの就業移行支援事業等を実施し、就業活動を総合的に支援。



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン

埼玉県 福祉部 こども政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3320 FAX 048-830-4784

Email a3320-46@pref.saitama.lg.jp